

2025年度(令和7年)

歯学部学習の手引



鶴見大学歯学部

2025年度（令和7年）

歯学部学習の手引

鶴見大学歯学部

目 次

学習の指針	鶴見大学歯学部長	1
鶴見大学歯学部における教育方針（ポリシー）		2
行事予定		4
学科課程表		6

I 学習に関わる事項

学習上の留意事項	14
〔1〕カリキュラムの編成	14
〔2〕授業	14
1. 学年・学期	14
2. 授業期間	14
3. 授業時間・時間割	14
4. 遠隔授業	14
5. 休講	14
6. 補講	15
7. 出欠席・遅刻の取扱い	15
8. 講義とビデオの視聴について	15
9. 出席調査について	15
10. 教材の著作権、肖像権について	16
11. 授業評価アンケート	16
〔3〕単位制度	16
〔4〕履修登録	17
〔5〕試験・成績	17
1. 試験に関する規程	17
2. 試験の種類と方法	17
3. 授業の出席について	18
4. 受験時の注意	19
5. 成績評価	19
6. 不正行為	21
7. 成績発表・通知	21
8. 進級	21
〔6〕共用試験	22
〔7〕臨床参加型臨床実習	22
〔8〕診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post - CC PX）	23
〔9〕履修についての注意事項	23
〔10〕単位認定について	23
〔11〕新型コロナウイルス感染予防について	24

II 学生相談・学生厚生に関する事項

〔1〕学年主任・担任制度	26
〔2〕クラス委員	26
〔3〕健康管理	26
〔4〕学生総合保険制度	26
〔5〕学納金の納入について	28
〔6〕教科書・実習器材の購入について	28

〔7〕 その他の注意事項	28
〔8〕 留学生	30

Ⅲ 学籍異動に関する事項

〔1〕 休学願	34
〔2〕 復学願	34
〔3〕 退学願	34
〔4〕 在学期間	34
1. 最長在学年数	34
2. 留年措置に伴う在学期間	34
〔5〕 除 籍	35

Ⅳ 学校行事等

〔1〕 歯学部解剖献体精霊供養法会	38
〔2〕 全日本歯科学学生総合体育大会	38

Ⅴ 褒賞制度

〔1〕 長尾学術奨励賞	40
〔2〕 石川学術奨励賞	40
〔3〕 歯学部大学入学共通テスト利用型入試特別奨学生	40
(2021 (令和3) 年度入学生対象)	
(2020 (令和2) 年度以前は「大学入試センター試験利用入試」)	
〔4〕 歯学部新入生特別奨学生 (2022 (令和4) 年度以降の入学生対象)	40
〔5〕 歯学部特待生 (在学生対象)	40

Ⅵ 歯科医師国家試験、臨床研修制度・進路

〔1〕 歯科医師国家試験	42
〔2〕 臨床研修制度・進路	43

Ⅶ 学内諸規程

1 歯学部試験規程	46
2 受験心得	51
3 鶴見大学歯学部転入学規程	52
4 鶴見大学歯学部編入学規程	53
5 鶴見大学歯学部再入学規程	54
6 鶴見大学歯学部専攻生規程	55
7 鶴見大学外国人留学生規程	57
8 鶴見大学自動車及びオートバイ通学者に対する懲戒規程	58
9 鶴見大学歯学会会則	60

Ⅷ 災害・事故等への対応

1. 各種気象警報発令時の取扱	64
2. 交通機関運行停止時の取扱	64
3. 南海トラフ地震臨時情報発令時の諸注意	64

4. 大規模地震発生時の措置	65
5. 防災訓練の実施	66
6. Jアラート（全国瞬時警報システム）を活用した緊急情報が配信された場合の対応 ...	68

IX 校舎配置図・平面図

校舎配置図・大学案内図.....	70
平面図	
1号館.....	71
2号館.....	73
3号館.....	75
歯学部附属病院.....	76
大学会館.....	79
大学記念館.....	80

学 習 の 指 針

本学歯学部は「大覚円成 報恩行持」の建学の精神を礎として、「優れた歯科医師を育成する」使命を持っています。円満な人格、さらに歯科医学に関する専門的知識と歯科医療の高度な実践力を併せ持ち、社会に貢献する人材を育成するという理念に基づき、教育目標を実現し、自らのキャリアを確立するために以下の教育課程（カリキュラム）を編成し、実施しています。

1. 基礎的教養教育

高校と大学教育の連携に配慮した初年次教育のカリキュラムとして、広い視野と洞察力を身につけるために、充実した自然科学系科目と人文科学系科目を学びます。また一般教養科目と歯科医学の基礎科目、臨床科目を連携させ、歯科医師に必要な幅広い基礎知識を整理します。

2. 禅的情操教育

自己を正しく認識し、患者さんに寄り添う心を持つ人間性を育むため、宗教学や医療倫理を中心とした科目を学びます。また歯科医師の基本的資質を高めるために、少人数による演習、PBLにより能動的学習能力の向上も図ります。

3. キャリア教育

将来の進路について考え、歯科医療へのモチベーションを向上させるため、初年次から早期体験学習を行います。また応用力・課題探求力の向上を図るため、希望者に対し低学年時より各講座等における研究に参画し、主体的な研究能力を育みます。

4. 専門教育

基礎科目、臨床科目ともに、座学に加え、少人数グループによる実習を行い、知識と技能を能動的に身につけるカリキュラムの編成を行っています。更に診療参加型臨床実習、隣接医学の学びにより口腔を総合的に診療できる高い臨床能力を育成しています。

5. 独自教育

国際交流を通じた学習により、海外の歯科医療を学び、国際的な視野を育みます。

皆さんの本学における教育と学習を通して修得した成果は、以下のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）に従って試験を実施し評価します。

1. 医療人として広い教養と視野を持ち、深い洞察力と倫理感を備えている。
2. 感謝と慈愛の心を持って患者中心の医療を実施できる。
3. 一般教養ならびに基礎・臨床歯学の幅広い知識と技能を有し、歯科医療と保健指導を実践できる能力を有する。
4. 主体的な研究能力を有し、科学的知見に基づき問題点を発見し、解決できる。
5. 科学的探究心を持ち、最新の医療知識・技術の習得に努め、実践に活かすことができる。

この評価に合格した学生は卒業が認定され、学士（歯学）の学位が授与され、歯科医師国家試験の受験資格が得られます。一方、各学年の進級も定められた単位を取得しなければなりません。単位取得のための試験や評価方法については各科目のシラバスに明記されていますので、必ず熟読しておいて下さい。特に各試験の受験資格を得るためには出席率が定められていますので、遅刻や欠席をすることなく講義、演習、実習には必ず出席して下さい。また所定の掲示板にも皆さんの学習や試験に関わる重要な伝達事項が掲示されますので、常に確認するようにして下さい。加えて、本誌『学習の手引』には授業、単位制度、履修登録、試験や在籍可能期間などに関する情報が記載されていますので、必ず一読しておいて下さい。

鶴見大学歯学部においては各ポリシーに基づき、教育活動や教育改革を推進している。

鶴見大学歯学部における教育方針（ポリシー）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

歯学部では、禅の精神を基に医療人として重要な円満な人格を持ち、歯科医学・歯科医療についての高度な知識・技術の習得、並びにその実践力を身につけ、国内外において歯科医療を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的としている。このような目的に沿って構築されたカリキュラムを履修して卒業時に次に掲げる能力を習得し、更に本学科の所定の卒業要件を満たした場合に卒業を認定し、学士（歯学）の学位を授与する。

1. 医療人として広い教養と視野を持ち、深い洞察力と倫理感を備えている。
2. 感謝と慈愛の心を持って患者中心の医療を実施できる。
3. 一般教養ならびに基礎・臨床歯学の幅広い知識と技能を有し、歯科医療と保健指導を実践できる能力を有する。
4. 主体的な研究能力を有し、科学的知見に基づき問題点を発見し、解決できる。
5. 科学的探究心を持ち、最新の医療知識・技術の習得に努め、実践に活かすことができる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

歯学部では、円満な人格、更に歯科医学に関する専門的知識と歯科医療の高度な実践力を併せ持ち、社会に貢献する人材を育成するという理念に基づき、教育目標を実現し、自らのキャリアを確立するため以下の教育課程を編成し、実施している。

1. 基礎的教養教育

高校と大学教育の連携に配慮した初年次教育のカリキュラムとして、広い視野と洞察力を身につけるために、充実した自然科学系科目と人文科学系科目を学ぶ。また、一般教養科目と歯科医学の基礎科目、臨床科目を連携させ、歯科医師に必要な幅広い基礎知識を整理する。

2. 禅的情操教育

自己を正しく認識し、患者さんに寄り添う心を持つ人間性を育むため、宗教学や医療倫理を中心とした科目を学ぶ。また歯科医師の基本的資質を高めるために、少人数による演習、PBLにより能動的学習能力の向上も図る。

3. キャリア教育

将来の進路について考え、歯科医療へのモチベーションを向上させるため、初年次から早期体験学習で学ぶ。また応用力・課題探求力の向上を図るため、希望者においては低学年時より各講座等における研究に参画し、主体的な研究能力を育む。

4. 専門教育

基礎科目、臨床科目ともに、座学に加え、少人数グループによる実習を行い、知識と技能を能動的に身につけるカリキュラムの編成を行っている。更に診療参加型臨床実習、隣接医学の学びにより口腔を総合的に診療できる高い臨床能力を育成している。

5. 独自教育

国際交流を通じた学習により、国外における歯科医療を学び、国際的な視野を育む。

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

歯学部では、本学の理念に共感し、教育課程に積極的に取り組む姿勢を持つ人を歓迎する。

1. 物事を多角的にとらえ、柔軟に判断できる能力を持つ人。
2. 他者と自己を理解し、他者に寄り添う姿勢を身につける努力を惜しまない人。
3. 自然科学に強い関心があり、基礎的な知識を有する人。
4. 自己の能力向上を目指してアクティブに学ぶ意欲をもつ人。

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）

歯学部においては、上記「3つのポリシー」に基づき、各授業における学修成果の達成状況を検証し、質的水準を担保するため、アセスメント・ポリシーを定めている。詳細についてはp. 19を参照のこと。

2025年度歯学部行事予定

前 期			
年月日	曜	行 事	学 年
2025. 3. 28	金	教務課・学生支援課オリエンテーション 健康診断 ※新5年・新6年生のオリエンテーションは別途実施	新3年、新4年 新3年、新4年
3. 31	月	教務課・学生支援課オリエンテーション 健康診断	新2年 新2年、新5年、新6年
4. 1	火	授業開始	5年・6年
4. 2	水	教務課オリエンテーション 学生支援課・図書館オリエンテーション	新入生 新入生
4. 3	木	健康診断 教務課オリエンテーション	新入生・編入生 新入生・編入生
4. 4	金	第1回プレイスメントテスト	新入生・編入生
4. 5	土	入学式 専任教員紹介 クラブ関係オリエンテーション	新入生・編入生 新入生・編入生 新入生・編入生
4. 7	月	前期授業開始	1～4年
4. 8	火	釈尊降誕会	
4月下旬(予定)		臨床実習2終了(予定)	6年
4. 29	火	昭和の日 ※平常授業	1～4年
5月上旬(予定)		前期1定期試験時間割発表(予定)	1～4年
5. 3	土	憲法記念日	
5. 4	日	みどりの日	
5. 5	月	こどもの日	
5. 6	火	振替休日	
5. 9	金	病院見学	1年
5. 23	金	本山参禅会	1年
5. 26	月	前期1定期試験開始	1～4年
5. 31	土	前期1定期試験終了	1～4年
6. 4	水	歯塚供養(2時限目)	
6. 21	土	教育懇談会(予定)	学年別
6. 28	土	教育懇談会(予定)	学年別
7月上旬(予定)		前期2定期試験時間割発表(予定)	1～4年
7. 4	金	精霊祭(2時限目) ※3・4年平常授業	1年・2年
7. 12	土	父母会総会	
7. 21	月	海の日 ※定期試験実施 前期2定期試験開始	1～4年 1～4年
7. 26	土	前期2定期試験終了	1～4年
7. 28	月	夏季休暇開始	1～4年
7. 30	水	前期定期試験追・再試験時間割発表(予定)	1～4年
8. 2	土	臨時休業日	
8. 9	土	臨時休業日	
8. 11	月	山の日 夏季休暇開始(予定)	5年・6年
8. 12	火	} 臨時休業日	
8. 16	土		
8. 17	日	夏季休暇終了(予定)	5年・6年
8. 18	月	前期定期試験追・再試験開始 臨床実習1再開 総合歯科医学6再開	1～4年 5年 6年
8. 23	土	臨時休業日	
8. 29	金	第2回プレイスメントテスト 前期定期試験追・再試験終了	1年・編入生 1～4年
8. 30	土	夏季休暇終了 臨時休業日	1～4年

CALENDAR

		日	月	火	水	木	金	土
4					1	2	3	4
		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30			

		日	月	火	水	木	金	土
5						1	2	3
		4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31

		日	月	火	水	木	金	土
6		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30					

		日	月	火	水	木	金	土
7					1	2	3	4
		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30	31		

		日	月	火	水	木	金	土
8							1	2
		3	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23
		24	25	26	27	28	29	30

		日	月	火	水	木	金	土
9					1	2	3	4
		7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30				

●は祝日 □は本学休業日

▲は授業実施日

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
10	5	6	7	8	9	10	11
	12	▲13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土
							1
11	2	▲3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土
12	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
1	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

	日	月	火	水	木	金	土
2	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28

	日	月	火	水	木	金	土
3	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

後 期

年月日	曜	行 事	学 年
2025. 9. 1	月	後期授業開始 統合臨床基礎実習開始	1～4年 4年
9. 15	月	敬老の日	
9. 16	火	前期成績発表(予定)	1年・3年
9. 17	水	前期成績発表(予定)	2年
9. 23	火	秋分の日	
10月上旬(予定)		後期3定期試験時間割発表(予定)	1～3年
10. 3	金	解剖献体精霊供養法会(3・4時限目)	1年・2年
10. 13	⑪	スポーツの日 ※平常授業	1～4年
10. 15	水	御正忌	
10. 16	木	防災訓練(2時限目)	
10. 20	月	後期3定期試験開始	1～3年
10. 23	木	後期3定期試験終了	1～3年
10. 24	金	大学祭準備・前夜祭(休講)	1～4年
10. 25	土	} 大学祭(大学祭後片付け含む)	
10. 26	日		
11. 3	⑪	文化の日 ※平常授業	1～4年
11. 8	土	教育懇談会(予定)	学年別
11. 15	土	教育懇談会(予定)	学年別
11月中旬(予定)		後期4定期試験時間割発表(予定)	1～3年
11. 20	木	太祖降誕会(予修)	
11. 21	金	開学記念日 ※平常授業	1～4年
11. 23	⑪	勤労感謝の日	
11. 24	⑪	振替休日 ※平常授業	1～4年
12月上旬(予定)		後期定期試験追・再試験時間割発表(予定)	1～3年
12. 5	金	成道会(2時限目)	1年・2年
12. 15	月	統合臨床基礎実習終了	4年
		後期4定期試験開始	1～3年
12. 20	土	OSCE(予定)	4年
		後期4定期試験終了	1～3年
12. 22	月	後期3追・再試験開始	1～3年
12. 27	土	後期3追・再試験終了	1～3年
12. 28	日	冬季休暇開始	全
2026. 1. 5	月	冬季休暇終了	全
1. 6	火	総合歯科医学授業開始、授業再開	1～3年、4年
1. 12	⑪	成人の日	
1. 16	金	大学入学共通テスト準備(午後休講)	
1. 17	土	} 大学入学共通テスト	
1. 18	日		
1. 27	火	総合歯科医学授業終了	1～3年
1. 30	金	後期4追・再試験開始	1～3年
2. 4	水	授業終了(予定)	4年
2. 5	木	後期4追・再試験終了	1～3年
2. 6	金	CBT	4年
2. 9	月	総合歯科医学試験(予定)	1年
2. 10	火	総合歯科医学試験(予定)	2年・3年
2. 11	⑬	建国記念の日	
2. 13	金	涅槃会	
2. 17	火	総合歯科医学追・再試験	1～3年
2月中旬(予定)		春季休暇開始(補講・修学指導期間)	1～3年
2. 23	⑪	天皇誕生日	
3. 14	土	卒業式	
3. 20	⑫	春分の日	
3. 25	水	春季休暇終了	1～4年
3. 26	木	} 教務課・学生支援課他オリエンテーション(予定)	在学生
3. 27	金		

《備 考》

1. 第4学年「総合歯科医学4」試験の日程は、別に定める
2. 第5学年「総合歯科医学5」試験の日程は、別に定める
3. 第6学年「総合歯科医学6」試験の日程は、別に定める
4. 行事予定を変更する場合には、その都度連絡する

学 科 課 程 表 (第1学年)

授 業 科 目 名		配 当 学 年								備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計		
		前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期		
宗 教 学		1							1	
基礎物理学		1							1	
生体物理学		1							1	
生体内物質の化学的基礎1・2		2							2	
化学演習		1							1	演 習
基礎生物学		1							1	
ヒトの細胞遺伝学		1							1	
発 生 学			1						1	
生物学演習		1							1	演 習
必修選択	日本語1・2	(1): (1)							(2)	4科目のうち、指定された2科目を必修 ※演習科目
	英語1・2	1 1							2	
選択	英語1・2	(1): (1)							(2)	演 習 ※自由選択
	歯科医学英語		1						1	
※海外英語研修		(1)							(1)	
基礎数学		1							1	
統計解析		1							1	
医療のための情報処理		1							1	
歯の解剖学			1						1	
人体解剖学1～4		3	1						4	「1」は演 習
人体解剖学実習			1						1	
口腔組織・発生学			1						1	
口腔組織・発生学実習			1						1	
組 織 学			1						1	
組織学実習			1						1	
頭頸部解剖学			1						1	
頭頸部解剖学実習			1						1	
一般生理学			1						1	
循環・呼吸生理学			1						1	
口腔生理学			1						1	
生理学実習			1						1	
一般生化学			1						1	
分子生物学				1					1	
口腔生化学			1						1	
生化学実習			1						1	
一般病理学				1					1	
一般病理学実習				1					1	
口腔病理学				1					1	
口腔病理学実習				1					1	
微生物の性状と感染			1						1	
口腔内感染と免疫			1						1	
口腔微生物学実習				1					1	
薬物動態と適応			1						1	
薬物の種類と薬理作用			1						1	
歯科薬理学実習				1					1	
歯科理工学1・2			1	1					2	
歯科理工学実習				1					1	
口腔保健学・地域歯科保健学					1				1	
衛生学・公衆衛生学1・2				1	1				2	
衛生学・口腔保健学演習					1				1	演 習
保存修復学演習1・2					2				2	演 習
歯周病学					1				1	
歯周治療学実習					1				1	
歯内療法学					1				1	
歯内療法学実習					1				1	
歯型彫刻演習				1					1	演 習
全部床義歯補綴学					1				1	
全部床義歯補綴学実習					1				1	
部分床義歯補綴学					1				1	
部分床義歯補綴学実習					1				1	
クラウンブリッジ補綴学演習1・2					2				2	演 習
口腔外科学1～8					2	3	3		8	
歯科麻酔学						1			1	
小 計		26	25	20	4	0	0	75		

授 業 科 目 名		配 当 学 年								備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計		
		前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期		
歯科矯正学総論と診断学				1				1		
歯科矯正学治療学					1			1		
歯科矯正学実習					1			1		
放射線学			1					1		
画像検査学			1					1		
画像診断学			1					1		
小児歯科学総論					1			1		
小児歯科学各論					1			1		
小児歯科学実習					1		1	1		
高齢者歯科学総論					1			1		
高齢者歯科学各論					1			1		
内科学1・2					2			2		
関連医学				1				1		
歯科法医学				1				1		
医事法・医療安全管理学				1				1		
統 合 科 目	情報リテラシー	1						1		
	歯科医師の基本的資質1・2	2						2		
	文章表現演習1・2	2						2	演 習	
	歯科医学史・概論	1						1		
	代謝概論		1					1		
	成長と老化		1					1		
	社会と歯学1・2		1		1			2		
	歯科基礎科学	1						1		
	歯科材料科学の基礎		1					1		
	免疫総論		1					1		
	神経と運動の生理学		1					1		
	生命現象の機能論メカニズム1・2			2				2		
	齲蝕の基礎と臨床			1				1		
	栄 養 学			1				1		
	臨床に必要な基礎医学			1				1		
	臨床検査総論			1				1		
	歯周病の基礎と臨床			1				1		
	障害者の歯科治療				1			1		
	救命救急歯科学				1			1		
	口腔・顔面領域の機能障害				1			1		
口腔顎顔面インプラント学				1			1			
統合臨床基礎実習				3			3			
臨床実習						29		29		
総合歯科医学1～6		5	5	5	22	7	12	56		
小 計		17	11	14	39	36	12	129		
合 計		43	36	34	43	36	12	204		

「※自由選択科目」は、卒業要件単位に含まない。

学 科 課 程 表 (第2学年)

授 業 科 目 名	配 当 学 年										備 考			
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年			6 年		合 計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	
宗 教 学	1												1	演 習
基礎物理学	1												1	
生体物理学	1												1	
生体内物質の化学的基礎1・2	2												2	
化学演習	1												1	
基礎生物学	1												1	
ヒトの細胞遺伝学	1												1	
発 生 学		1											1	
生物学演習	1												1	
英語1・2	1	1											2	
歯科医学英語	1												1	演 習
※海外英語研修	(1)												(1)	*自由 選択
基礎数学	1												1	「1」は 演 習
統計解析	1												1	
医療のための情報処理	1												1	
歯の解剖学		1											1	
人体解剖学1～4	3	1											4	
人体解剖学実習			1										1	
口腔組織・発生学	1												1	
口腔組織・発生学実習	1												1	
組 織 学		1											1	
組織学実習	1												1	
頭頸部解剖学			1										1	
頭頸部解剖学実習			1										1	
一般生理学		1											1	
循環・呼吸生理学		1											1	
口腔生理学			1										1	
生理学実習			1										1	
一般生化学			1										1	
分子生物学				1									1	
口腔生化学			1										1	
生化学実習			1										1	
一般病理学				1									1	
一般病理学実習				1									1	
口腔病理学				1									1	
口腔病理学実習				1									1	
微生物の性状と感染			1										1	
口腔内感染と免疫			1										1	
口腔微生物学実習				1									1	
薬物動態と適応			1										1	
薬物の種類と薬理作用			1										1	
歯科薬理学実習				1									1	
歯科理工学1・2			1	1									2	
歯科理工学実習				1									1	
口腔保健学・地域歯科保健学					1								1	
衛生学・公衆衛生学1・2			1	1									2	
衛生学・口腔保健学演習					1								1	
保存修復学演習1・2					2								2	
歯周病学				1									1	
歯周治療学実習				1									1	
歯内療法学					1								1	
歯内療法学実習					1								1	
歯型彫刻演習				1									1	
全部床義歯補綴学					1								1	
全部床義歯補綴学実習					1								1	
部分床義歯補綴学					1								1	
部分床義歯補綴学実習					1								1	
クラウンブリッジ補綴学演習1・2						2							2	
口腔外科学1～8				2	3	3							8	
歯科麻酔学						1							1	
歯科矯正学総論と診断学					1								1	
小 計	26		25		21		4		0		0		76	

授 業 科 目 名		配 当 学 年								備 考					
		1 年		2 年		3 年		4 年			5 年		6 年		合 計
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	前期	後期	
歯科矯正学治療学								1						1	
歯科矯正学実習								1						1	
放射線学				1										1	
画像検査学					1									1	
画像診断学					1									1	
小児歯科学総論								1						1	
小児歯科学各論								1						1	
小児歯科学実習								1						1	
高齢者歯科学総論								1						1	
高齢者歯科学各論								1						1	
内科学1・2								2						2	
関連医学						1								1	
歯科法医学						1								1	
医事法・医療安全管理学						1								1	
統 合 科 目	情報リテラシー	1												1	
	歯科医師の基本的資質1・2	2												2	
	文章表現演習1・2	2												2	演 習
	歯科医学史・概論		1											1	
	代謝概論		1											1	
	成長と老化		1											1	
	社会と歯学1・2		1					1						2	
	歯科基礎科学	1												1	
	歯科材料科学の基礎		1											1	
	免疫総論		1											1	
	神経と運動の生理学			1										1	
	生命現象の機能的メカニズム1・2				2									2	
	齲蝕の基礎と臨床					1								1	
	栄 養 学					1								1	
	臨床に必要な基礎医学					1								1	
	臨床検査総論					1								1	
	歯周病の基礎と臨床					1								1	
	障害者の歯科治療								1					1	
	救命救急歯科学								1					1	
	口腔・歯周領域の機能障害								1					1	
	口腔顎顔面インプラント学								1					1	
	統合臨床基礎実習								3					3	
臨床実習1・2										32		2		34	
総合歯科医学1～6			5		5		5		22		7		10		54
小 計		17		11		13		39		39		12		131	
合 計		43		36		34		43		39		12		207	

「※自由選択科目」は、卒業要件単位に含まない。

学 科 課 程 表 (第3学年)

授 業 科 目 名	配 当 学 年								備 考
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計		
	前期・後期	前期・後期	前期・後期	前期・後期	前期・後期	前期・後期	前期・後期		
宗 教 学	1						1		
基礎物理学	1						1		
生体物理学	1						1		
生体内物質の化学的基礎1・2	2						2		
化学演習	1						1	演 習	
基礎生物学	1						1		
ヒトの細胞遺伝学	1						1		
発 生 学		1					1		
生物学演習	1						1	演 習	
英語1・2	1	1					2	演 習	
歯科医学英語	1						1	演 習	
※海外英語研修	(1)						(1)	※自由選択	
基礎数学	1						1		
統計解析	1						1		
医療のための情報処理	1						1		
歯の解剖学		1					1		
人体解剖学1～4		3	1				4	「1」は演習	
人体解剖学実習			1				1		
口腔組織・発生学		1					1		
口腔組織・発生学実習		1					1		
組 織 学		1					1		
組織学実習		1					1		
頭頸部解剖学			1				1		
頭頸部解剖学実習			1				1		
一般生理学		1					1		
循環・呼吸生理学		1					1		
口腔生理学			1				1		
生理学実習			1				1		
一般生化学			1				1		
分子生物学				1			1		
口腔生化学			1				1		
生化学実習			1				1		
一般病理学				1			1		
一般病理学実習				1			1		
口腔病理学				1			1		
口腔病理学実習				1			1		
微生物の性状と感染			1				1		
口腔内感染と免疫			1				1		
口腔微生物学実習				1			1		
薬物動態と適応			1				1		
薬物の種類と薬理作用			1				1		
歯科薬理学実習				1			1		
歯科理工学1・2			1	1			2		
歯科理工学実習				1			1		
口腔保健学・地域歯科保健学					1		1		
衛生学・公衆衛生学1・2			1	1			2		
衛生学・口腔保健学演習					1		1	演 習	
保存修復学演習1・2					2		2	演 習	
歯周病学				1			1		
歯周治療学実習				1			1		
歯内療法学					1		1		
歯内療法学実習					1		1		
歯型彫刻演習				1			1	演 習	
全部床義歯補綴学					1		1		
全部床義歯補綴学実習					1		1		
部分床義歯補綴学					1		1		
部分床義歯補綴学実習					1		1		
ク라운ブリッジ補綴学演習1・2					2		2	演 習	
口腔外科学1～8				2	3	3	8		
歯科麻酔学						1	1		
歯科矯正学総論と診断学					1		1		
小 計	26	25	21	4	0	0	76		

授 業 科 目 名	配 当 学 年								備 考					
	1 年		2 年		3 年		4 年			5 年		6 年		合 計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	前期	後期	
歯科矯正学治療学							1						1	
歯科矯正学実習							1						1	
放射線学			1										1	
画像検査学				1									1	
画像診断学				1									1	
小児歯科学総論							1						1	
小児歯科学各論							1						1	
小児歯科学実習							1						1	
高齢者歯科学総論							1						1	
高齢者歯科学各論							1						1	
内科学1・2							2						2	
関連医学					1								1	
歯科法医学					1								1	
医事法・医療安全管理学					1								1	
統 合 科 目	情報リテラシー	1											1	
	歯科医師の基本的資質1・2	2											2	
	文章表現演習1・2	2											2	演 習
	歯科医学史・概論		1										1	
	代謝概論		1										1	
	成長と老化		1										1	
	社会と歯学1・2		1				1						2	
	歯科基礎科学	1											1	
	歯科材料科学の基礎		1										1	
	免疫総論		1										1	
	神経と運動の生理学			1									1	
	生命現象の機能的メカニズム1・2				2								2	
	齲蝕の基礎と臨床					1							1	
	栄 養 学					1							1	
	臨床に必要な基礎医学					1							1	
	臨床検査総論					1							1	
	歯周病の基礎と臨床					1							1	
	障害者の歯科治療							1					1	
	救命救急歯科学							1					1	
	口腔・顔面領域の機能障害							1					1	
	口腔顎顔面インプラント学							1					1	
	統合臨床基礎実習								3					3
臨床実習1・2									32		2		34	
総合歯科医学1～6		5		5		5		22		7		10	54	
小 計	17		11		13		39		39		12		131	
合 計	43		36		34		43		39		12		207	

「※自由選択科目」は、卒業要件単位に含まない。

学 科 課 程 表 (第4学年)

授業科目名	配 当 学 年										備 考			
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年			6 年		合 計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	
宗 教 学	1												1	
基礎物理学	1												1	
生体物理学	1												1	
生体内物質の化学的基礎1・2	2												2	
化学演習	1												1	演 習
基礎生物学	1												1	
ヒトの細胞遺伝学	1												1	
発 生 学		1											1	
生物学演習	1												1	演 習
英語1・2	1	1											2	演 習
歯科医学英語	1												1	演 習
※海外英語研修	(1)										(1)	※自由選択		
基礎数学	1												1	
統計解析	1												1	
医療のための情報処理	1												1	
歯の解剖学		1											1	
人体解剖学1～4		3	1										4	「1」は演習
人体解剖学実習			1										1	
口腔組織・発生学		1											1	
口腔組織・発生学実習		1											1	
組 織 学		1											1	
組織学実習		1											1	
頭頸部解剖学			1										1	
頭頸部解剖学実習			1										1	
一般生理学		1											1	
循環・呼吸生理学		1											1	
口腔生理学			1										1	
生理学実習			1										1	
一般生化学			1										1	
分子生物学				1									1	
口腔生化学			1										1	
生化学実習			1										1	
一般病理学				1									1	
一般病理学実習				1									1	
口腔病理学				1									1	
口腔病理学実習				1									1	
微生物の性状と感染				1									1	
口腔内感染と免疫				1									1	
口腔微生物学実習					1								1	
薬物動態と適応				1									1	
薬物の種類と薬理作用				1									1	
歯科薬理学実習					1								1	
歯科理工学1・2				1	1								2	
歯科理工学実習					1								1	
口腔保健学・地域歯科保健学						1							1	
衛生学・公衆衛生学1・2				1	1								2	
衛生学・口腔保健学演習						1							1	演 習
保存修復学演習1・2						2							2	演 習
歯周病学					1								1	
歯周治療学実習						1							1	
歯内療法学						1							1	
歯内療法学実習							1						1	
歯型彫刻演習					1								1	演 習
全部床義歯補綴学						1							1	
全部床義歯補綴学実習							1						1	
部分床義歯補綴学							1						1	
部分床義歯補綴学実習								1					1	
ク라운ブリッジ補綴学演習1・2							2						2	演 習
口腔外科学1～8						2	3	3					8	
歯科麻酔学								1					1	
歯科矯正学総論と診断学							1						1	
小 計	26		25		21		4		0		0		76	

授 業 科 目 名		配 当 学 年							備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計	
		前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期		
歯科矯正学治療学					1			1	
歯科矯正学実習					1			1	
放射線学			1					1	
画像検査学			1					1	
画像診断学			1					1	
小児歯科学総論					1			1	
小児歯科学各論					1			1	
小児歯科学実習					1			1	
高齢者歯科学総論					1			1	
高齢者歯科学各論					1			1	
内科学1・2					2			2	
関連医学				1				1	
歯科法医学				1				1	
医事法・医療安全管理学				1				1	
統 合 科 目	情報リテラシー	1						1	
	歯科医師の基本的資質1・2	2						2	演 習
	文章表現演習1・2	2						2	
	歯科医学史・概論	1						1	
	代謝概論	1						1	
	成長と老化	1						1	
	社会と歯学1・2	1			1			2	
	歯科基礎科学	1						1	
	歯科材料科学の基礎	1						1	
	免疫総論	1						1	
	神経と運動の生理学		1					1	
	生命現象の機能的メカニズム1・2			2				2	
	齲蝕の基礎と臨床			1				1	
	栄 養 学			1				1	
	臨床に必要な基礎医学			1				1	
	臨床検査総論			1				1	
	歯周病の基礎と臨床			1				1	
	障害者の歯科治療				1			1	
	救命救急歯科学				1			1	
	口腔・顔面領域の機能障害				1			1	
口腔顎顔面インプラント学				1			1		
統合臨床基礎実習					3			3	
臨床実習1・2						32	2	34	
総合歯科医学1～6		5	5	5	22	7	10	54	
小 計		17	11	13	39	39	12	131	
合 計		43	36	34	43	39	12	207	

「※自由選択科目」は、卒業要件単位に含まない。

学 科 課 程 表 (第5学年)

授 業 科 目 名	配 当 学 年								備 考
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計		
	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期		
宗 教 学	1							1	
基礎物理学	1							1	
生体物理学	1							1	
生体内物質の化学的基礎1・2	2							2	
化学演習	1							1	演 習
基礎生物学	1							1	
ヒトの細胞遺伝学	1							1	
発 生 学		1						1	
生物学演習	1							1	演 習
英語1・2	2							2	演 習
歯科医学英語		1						1	演 習
※海外英語研修	(1)							(1)	※自由 選択
基礎数学	1							1	
統計解析	1							1	
医療のための情報処理	1							1	
歯の解剖学		1						1	
人体解剖学1～4		3	1					4	「1」は 演 習
人体解剖学実習			1					1	
口腔組織・発生学		1						1	
口腔組織・発生学実習		1						1	
組 織 学		1						1	
組織学実習		1						1	
頭頸部解剖学			1					1	
頭頸部解剖学実習			1					1	
一般生理学		1						1	
循環・呼吸生理学		1						1	
口腔生理学			1					1	
生理学実習			1					1	
一般生化学			1					1	
分子生物学			1					1	
口腔生化学			1					1	
生化学実習			1					1	
一般病理学			1					1	
一般病理学実習			1					1	
口腔病理学			1					1	
口腔病理学実習			1					1	
微生物の性状と感染			1					1	
口腔内感染と免疫			1					1	
口腔微生物学実習			1					1	
薬物動態と適応			1					1	
薬物の種類と薬理作用			1					1	
歯科薬理学実習			1					1	
歯科理工学1・2		1	1					2	
歯科理工学実習			1					1	
口腔保健学・地域歯科保健学			1					1	
衛生学・公衆衛生学1・2		1	1					2	
衛生学・口腔保健学演習				1				1	演 習
保存修復学演習1・2				2				2	演 習
歯周病学				1				1	
歯周治療学実習				1				1	
歯内療法学				1				1	
歯内療法学実習				1				1	
歯型彫刻演習			1					1	演 習
全部床義歯補綴学			1					1	
全部床義歯補綴学実習			1					1	
部分床義歯補綴学			1					1	
部分床義歯補綴学実習			1					1	
ク라운ブリッジ補綴学演習1・2				2				2	演 習
口腔外科学1～8			2	3	3			8	
歯科麻酔学					1			1	
歯科矯正学総論と診断学				1				1	
小 計	26	25	21	4	0	0		76	

授 業 科 目 名		配 当 学 年							備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計	
		前期/後期	前期/後期	前期/後期	前期/後期	前期/後期	前期/後期	前期/後期	
歯科矯正学治療学					1			1	
歯科矯正学実習					1			1	
放射線学			1					1	
画像検査学			1					1	
画像診断学			1					1	
小児歯科学総論					1			1	
小児歯科学各論					1			1	
小児歯科学実習					1			1	
高齢者歯科学総論					1			1	
高齢者歯科学各論					1			1	
内科学1・2					2			2	
関連医学				1				1	
歯科法医学				1				1	
医事法・医療安全管理学				1				1	
統 合 科 目	情報リテラシー	1						1	
	歯科医師の基本的資質1・2	2						2	
	文章表現演習1・2	2						2	演 習
	歯科医学史・概論	1						1	
	代謝概論	1						1	
	成長と老化	1						1	
	社会と歯学1・2	1			1			2	
	歯科基礎科学	1						1	
	歯科材料科学の基礎	1						1	
	免疫総論	1						1	
	神経と運動の生理学		1					1	
	生命現象の機能的メカニズム1・2			2				2	
	齲蝕の基礎と臨床			1				1	
	栄 養 学			1				1	
	臨床に必要な基礎医学			1				1	
	臨床検査総論			1				1	
	歯周病の基礎と臨床			1				1	
	障害者の歯科治療				1			1	
	救命救急歯科学				1			1	
	口腔・顔面領域の機能障害				1			1	
	口腔顎顔面インプラント学				1			1	
	統合臨床基礎実習				3			3	
臨床実習1・2						32	2	34	
総合歯科医学1～6		5	5	5	22	7	10	54	
小 計		17	11	13	39	39	12	131	
合 計		43	36	34	43	39	12	207	

「※自由選択科目」は、卒業要件単位に含まない。

学 科 課 程 表 (第6 学年)

授業科目名	配 当 学 年										備 考			
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年			6 年		合 計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	
宗 教 学	1												1	
基礎物理学	1												1	
生体物理学	1												1	
生体内物質の化学的基礎1・2	2												2	
化学演習	1												1	演 習
基礎生物学	1												1	
ヒトの細胞遺伝学	1												1	
発 生 学		1											1	
生物学演習	1												1	演 習
英語1・2	2												2	演 習
歯科医学英語		1											1	演 習
※海外英語研修	(1)												(1)	※自由選択
基礎数学	1												1	
統計解析	1												1	
医療のための情報処理	1												1	
歯の解剖学		1											1	
人体解剖学1～4		3	1										4	「1」は演習
人体解剖学実習			1										1	
口腔組織・発生学		1											1	
口腔組織・発生学実習		1											1	
組 織 学		1											1	
組織学実習		1											1	
頭頸部解剖学			1										1	
頭頸部解剖学実習			1										1	
一般生理学		1											1	
循環・呼吸生理学		1											1	
口腔生理学			1										1	
生理学実習			1										1	
一般生化学			1										1	
分子生物学				1									1	
口腔生化学			1										1	
生化学実習			1										1	
一般病理学				1									1	
一般病理学実習				1									1	
口腔病理学				1									1	
口腔病理学実習				1									1	
微生物の性状と感染			1										1	
口腔内感染と免疫			1										1	
口腔微生物学実習				1									1	
薬物動態と適応			1										1	
薬物の種類と薬理作用			1										1	
歯科薬理学実習				1									1	
歯科理工学1・2			1	1									2	
歯科理工学実習				1									1	
口腔保健学・地域歯科保健学					1								1	
衛生学・公衆衛生学1・2			1	1									2	
衛生学・口腔保健学演習					1								1	演 習
保存修復学演習1・2					2								2	演 習
歯周病学				1									1	
歯周治療学実習					1								1	
歯内療法学					1								1	
歯内療法学実習					1								1	
歯型彫刻演習				1									1	演 習
全部床義歯補綴学					1								1	
全部床義歯補綴学実習					1								1	
部分床義歯補綴学					1								1	
部分床義歯補綴学実習					1								1	
ク라운ブリッジ補綴学演習1・2						2							2	演 習
口腔外科学1～8					2	3	3						8	
歯科麻酔学						1							1	
歯科矯正学総論と診断学					1								1	
小 計	26		25		21		4		0		0		76	

授 業 科 目 名		配 当 学 年							備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計	
		前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期	前期;後期	
歯科矯正学治療学					1			1	
歯科矯正学実習					1			1	
放射線学			1					1	
画像検査学			1					1	
画像診断学			1					1	
小児歯科学総論					1			1	
小児歯科学各論					1			1	
小児歯科学実習					1			1	
高齢者歯科学総論					1			1	
高齢者歯科学各論					1			1	
内科学1・2					2			2	
関連医学				1				1	
歯科法医学				1				1	
医事法・医療安全管理学				1				1	
統 合 科 目	情報リテラシー	1						1	
	歯科医師の基本的資質1・2	2						2	演 習
	文章表現演習1・2	2						2	
	歯科医学史・概論	1						1	
	代謝概論	1						1	
	成長と老化	1						1	
	社会と歯学1・2	1			1			2	
	歯科基礎科学	1						1	
	歯科材料科学の基礎	1						1	
	免疫総論	1						1	
	神経と運動の生理学		1					1	
	生命現象の機能的メカニズム1・2			2				2	
	齲蝕の基礎と臨床			1				1	
	栄 養 学			1				1	
	臨床に必要な基礎医学			1				1	
	臨床検査総論			1				1	
	歯周病の基礎と臨床			1				1	
	障害者の歯科治療				1			1	
	救命救急歯科学				1			1	
	口腔・顔面領域の機能障害				1			1	
	口腔顎顔面インプラント学				1			1	
	統合臨床基礎実習					3		3	
臨床実習1・2						32	2	34	
総合歯科医学1～6		5	5	5	22	7	10	54	
小 計		17	11	13	39	39	12	131	
合 計		43	36	34	43	39	12	207	

「※自由選択科目」は、卒業要件単位に含まない。

I 学習に関わる事項

学習上の留意事項

〔1〕カリキュラムの編成

歯学部教育方針に基づき、歯科医師となるために必要な授業科目を開設し、これらの科目を各年次に配列して教育課程（カリキュラム）を編成している。

本学では共用試験（C B T、O S C E）に対応するため、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」に沿ったカリキュラムを導入している。詳細については、学科課程表を参照すること。

〔2〕授業

1. 学年・学期

(1)学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2)授業は、1年を前期・後期の2学期に分けて行われる。

前期：4月1日～9月30日 後期：10月1日～翌年3月31日

ただし、実際の前期授業開始日、また、後期の授業開始日は、学年によって異なる。

必ず、時間割、シラバスで確認すること。

2. 授業期間

1年間の授業期間は、前期14週、後期14週、総合歯科医学を3週行い、定期試験期間として8週（総合歯科医学試験を含む）行うことを原則とする。

※学年により異なる場合がある。

3. 授業時間・時間割

(1)歯学部における授業時間は次のとおりである。

〈時限・授業時間〉

時限	1	2	3	4	5
授業時間	9 : 00 } 10 : 20	10 : 35 } 11 : 55	13 : 00 } 14 : 20	14 : 35 } 15 : 55	16 : 10 } 17 : 30

※1時限目～5時限目は1時限80分授業である。

※学年によって授業時間が異なる場合があるので、時間割を確認すること。

(2)授業時間割には、学年暦（スクールカレンダー）・授業科目名・担当教員名・教室（講義室・演習室・実習室）・時限・授業日などが週単位で表示されているので、活用すること。また、大学行事等で授業科目の教室、時限等が変更される場合、その都度、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）に発表する。

4. 遠隔授業

授業は原則として、大学の教室・実習室等の施設を使用して行うが、歯学部が必要と認めた場合は、授業の一部を遠隔授業で行うことがある。

遠隔授業の取り扱いについては、担当教員の指示に従うこと。

5. 休 講

(1)大学または各授業科目担当教員のやむを得ない事情により、授業を休講することがある。休講は、大学として決定した場合、または担当教員からあらかじめ連絡があった場合、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）に発表する。

(2)休講の掲示がないにもかかわらず、授業開始時刻を30分経過しても担当教員が教場に入室しない場合は、クラス委員等が歯学部教務課に連絡し、その指示に従うこと。

(3)事故・災害（台風・地震・大雪）等による交通機関が不通になった場合の授業の有無は、大学ホームページ、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）で告知する。「地震発生時の心得」、「南海トラフ地震臨時情報発令時の諸注意」、「ストライキによる交通機関不通時の授業の扱い」については「Ⅷ. 災害・事故等への対応」（p. 64）を参照すること。なお、歯学部においては休講にせず、遠隔授業で行う場合もある。その際はポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）やmanabaにより連絡するので必ず確認すること。

6. 補 講

やむを得ない事情により授業を休講とする場合などに、担当教員からの申し出により臨時の授業（補講）を行うことがある。補講は、5時限目の他、土曜日にも実施する。補講を実施する場合は、日程が決まり次第、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）に発表する。

7. 出欠席・遅刻の取扱い

■欠席届（web欠席届）

授業は全て出席することを原則とする。理由を問わず授業を欠席した場合は、原則として欠席当日に「鶴見大学歯学部web欠席届」により「欠席届」を歯学部教務課へ提出すること。病気の場合は、診断書を添付すること。欠席当日に欠席届を提出できない場合は、歯学部教務課に連絡し指示を受けること。なお、入力項目（欠席日・時限等）は正しく入力すること。誤った日付等を入力した場合は、提出したとは認められない場合がある。

■忌引欠席の取扱い

web欠席届にて「忌引」を申請し、証明書（会葬礼状等）を添付して、提出すること。

忌引欠席の場合は、次の期間内に限り欠席時間数・日数に算入しない。

両親……7日以内、祖父母・兄弟姉妹……3日以内

※各種届出は、期限を過ぎて提出したものは、受け付けない場合がある。速やかに提出すること。

■遅刻の取り扱い

遅刻は原則として認めない。授業開始に遅れた場合も「欠席」扱いとなるので「欠席届」を提出しなければならない。したがって余裕を持って登校し、授業開始前に着席していること。なお、交通機関の遅延により遅刻した者は以下の手続きを取ること。

(1)使用している交通機関が遅延し遅刻となった場合、当該交通機関が発行している遅延証明書を取得する。

(2)授業をしている教室に行き「交通遅延に伴う届出」を教員から受け取り授業を受ける。

(3)Web欠席届を当日中に提出する。

(4)講義終了後、1週間以内に教員へ遅延確認を受ける。確認の際に必要な事項を記入した「交通遅延に伴う届出」「交通機関が発行した遅延証明書」「学生証裏面に記載された通学経路」の3点を教員へ提示する。

(5)確認後、「交通遅延に伴う届出」および「交通機関が発行した遅延証明書」の2点を教員へ提出する。

※「交通遅延に伴う届出」は教務課ではなく授業教室で配布。

※(4)と(5)については、授業後の教室内でも実施可能。

受験資格の最終判断は教務委員会で行う。1日の授業開始30分前に登校し、授業の準備をすることが望ましい。

8. 講義とビデオの視聴について

授業はすべて出席することが原則だが、やむを得ず欠席した学生に対して、講義ビデオを視聴することを義務付けている。ビデオ視聴についての詳細は、教務課で確認すること。ただし、ビデオ視聴をしても「欠席」扱いになることに変わりはない。なお、講義ビデオのデータを私的に録画・録音することや、第三者に漏洩、提供、譲渡することは厳禁であり、これらの禁止事項に違反した場合には、退学を含む懲戒処分が付される場合がある。

9. 出席調査について

(1)出席カード

出席カードは、授業毎に出席する学生1人につき1枚ずつ配布している。

出席カードは受け取った学生本人が自身で記入するものであり、第三者が代わって記入又は提出した場合は、「不正行為」となる。

その場合、不正記入に加担した第三者だけでなく、記名された学生とも欠席となるばかりでなく、「不正行為」として「鶴見大学学生懲戒規程」に基づき、停学等を含む厳しい処罰の対象となる。

なお、出席カードの取り扱いについては、下記のとおりとする。

①マークシート方式の出席カードは、必ず鉛筆又はシャープペンシルでマークすること。

フリクションペン、ボールペンでの記入は認めず、提出してもボールペン等でマークした場合、機械が読み取らないため欠席とする。

②出席カードは、記入すべき箇所全てを記入すること。（記入箇所が両面にある場合は両面とも記入する）学籍番号、氏名、授業名等記入すべき事項に1つでも記入漏れがある場合、学籍番号の記入に誤りがある場合は、欠席とする。

③出席カードは、所定の時間内に講義担当教員若しくは出席カードの配布・回収を担当する教職員に提出しなければならない。講義終了後に教場以外の場所での提出は認められず、提出しても欠席となる。

(2)遠隔授業

遠隔授業における出席調査は、原則として「respon」や「Zoom」等の機能を使用して行う。担当教員の指示により、カメラ機能は常にONにし受講状況が確認できるようにすること。なお、その場で本人確認できない場合は欠席扱いとなる。

(3)その他

担当教員の指示により出席調査を「respon」や「クリッカー」・「出席登録システム」等を使用して行うことがある。その際、当該学生以外の第三者が出席登録した場合は、登録した者とされた者双方を不正行為とする。また、当該教室以外での登録も無効であり、不正行為とする。

10. 教材の著作権、肖像権について

歯学部教育では、他人が作成した図表や患部の写真を教材として使うことがある。教材の図表や写真にはそれぞれ著作権や肖像権が存在しているため、学生が教員に無断で教材を撮影・複写またはインターネットで送信することを禁止する。試験問題についても同様である。

また、授業内容を許可なく撮影・録音・録画することも著作権等に抵触する行為のため禁止する。

上記の行為をなした場合、鶴見大学学生懲戒規程に則して厳しく処罰される対象となるので絶対に行わないこと。

11. 授業評価アンケート

歯学部では、教育の向上に資するため、各授業において「授業評価アンケート」を実施する。アンケートの実施方法については、担当教員の指示に従うこと。

〔3〕単位制度

大学での学習（学修）はすべて単位制になっており、すべての科目には一定の単位が定められている。単位の認定については、学年ごとに定められた修得すべき科目を履修し、かつ、その試験に合格し、学年末に進級（第6学年にあっては卒業）を認定された者に対して、合格した科目の単位を認定する。ただし、留年となった場合は、原級に留まり、当該学年に開講される授業科目を全て再履修しなければならない。

単位計算方法

単位とは、学修の量を一定の基準に従って計算し、数字で表したものである。単位数は科目によって異なる。

単位数は、「大学設置基準」に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業による教育効果と授業時間外に必要な学修（自学自習・学力増強講義等）を考慮して設定されている。

■鶴見大学歯学部における単位の計算基準は次のとおり定めている。

〔講義・演習科目〕 15時間から30時間までの授業と自学自習をもって1単位とする。

〔実習・実技科目〕 30時間から45時間までの授業と自学自習をもって1単位とする。

卒業要件単位

本学を卒業するためには、6年以上（編入学、転入学、再入学は別に定める）在学して、卒業要件として必要な科目（卒業要件科目）を履修し、所定の単位（学科課程表参照）を修得しなければならない。

卒業要件単位は、本学部の教育課程に従い構成されており、各年次に配列された授業科目は、学科課程表に示すとおりである。従って、本年度当該年次に配列された授業科目を学科課程表により、履修しなければならない。ただし、カリキュラムの見直しを行い改訂される場合があるので、毎年度、注意することが必要である。

すべての授業科目は、単位制により単位数が定められているが、学科課程表に示すとおり、単位修得を体系的かつ合理的に進めるために、①履修する授業科目、②履修する学年、③修得すべき単位数（進級に必要な単位数）が定められている。

〔4〕履修登録

履修登録の必要な授業科目は次のとおりである。

2025年度開講科目

学 年	学 期	授 業 科 目	履 修 の 条 件
1 年 ～ 3 年	前 期	※他学部開講科目 海外英語研修	オリエンテーションで伝達

(1)「他学部開講科目」について

文学部で開講している科目のうち、歯学部学生でも履修が可能な共通開講科目のことである。

2024年度は、第1学年～第3学年を対象として、「海外英語研修」（1単位）を開講する。この科目を履修する場合は、文学部が主催する説明会（オリエンテーション）に必ず出席すること。

※「他学部開講科目」は、「自由選択科目」（1単位）であり、卒業要件単位には含まれない。

〔5〕試験・成績

1. 試験に関する規程

試験に関しては、「歯学部試験規程」をよく読んで理解しておくこと（p. 46参照）。

特に第7条の受験資格については、必ず確認すること。

2. 試験の種類と方法

(1)定期試験

①履修科目について、各科目の受講期間終了後の定められた期間に実施する試験である。

- ・前期定期試験…前期開講科目に対する試験で5月、及び7月に実施する。
- ・後期定期試験…後期開講科目に対する試験で10月、及び12月に実施する。

②試験方法

CBT方式・筆記試験・レポート及び製作品の提出、その他担当教員が適当と認める方法により実施される。

③試験時間割

- ・定期試験の時間は、原則として60分とする。
ただし、担当教員が適当と認めた時はこれに限らない。
- ・試験時間割・試験場は、試験方法（伝達事項）と同時に、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）に発表する。

④試験場・試験時間は、授業時と異なるので注意すること。

〈注意事項〉

※授業の期間中に授業内試験や中間試験を実施することがある。

※各種試験の手続きについては、原則、当該学生自身が行う事とする。

(2)総合歯科医学試験

- ・各学年における学修の到達度を判定する「総合歯科医学」の成績を評価するために実施する試験である。詳細については、別途伝達する。

(3)登院試験

- ・臨床実習を行い得る資格を問うために実施する試験である。
- ・登院試験は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「共用試験実施評価機構」という）で実施する共用試験（CBT、OSCE）をもって実施する。
受験料は一人当り38,000円（2024年度実績）で、学生負担とし、大学が代理徴収し、共用試験実施評価機構に納入する。

- (4)診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post Clinical Clerkship – Performance Examination 以下「Post-CC PX」という）（p. 23参照）
- ・ Post-CC PXは「臨床実地試験」と「一斉技能試験」からなる。
 - ・ 受験料は一人当り30,000円（2024年度実績）で学生負担とし、大学が代理徴収して、共用試験実施評価機構に納入する。

(5)追試験

疾病その他やむを得ない理由により定期試験その他の試験を受験できなかった場合に、該当学生の願出により担当教員等の許可を得て実施する試験である。

手続き方法は、Web 試験欠席届を提出し、別途通知する追・再試験手続き期間中に「追試験受験願」に事由書（病気の場合は診断書）を添付し、所定の申込用紙を本人が歯学部教務課に提出すること。なお、「追試験受験願」を提出していない場合は、受験できないので注意すること。

（受験料：1科目1,000円）

ただし、忌引（両親、祖父母、兄弟、姉妹）による試験欠席の場合には、受験手数料を免除する。

(6)再試験

前期又は後期履修科目について、定期試験の結果不合格となった場合に、該当学生の願出により担当教員等の許可を得て実施する。

再試験の日程が掲示発表された科目について、所定の「再試験受験願」を本人が歯学部教務課に提出すること。（受験料：1科目2,000円）

追・再試験の実施時期は、次のとおりである。

前期 8月下旬

後期 12月下旬および1月下旬

(7)未修得科目試験

→試験規程参照

（受験料：1科目2,000円）

(8)試験欠席届（Web 試験欠席届）

本試験、追試験、再試験、未修得科目試験、総合歯科医学試験等、定期試験に準ずる試験を欠席した場合は、原則として欠席当日に「鶴見大学歯学部Web 試験欠席届」により「試験欠席届」を歯学部教務課へ提出すること。病気の場合は、診断書を添付すること。欠席当日に試験欠席届を提出できない場合は、歯学部教務課に連絡し、指示を受けること。

(9)インフルエンザ等学校感染症、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、追・再試験、未修得科目試験を欠席した学生の取扱いについて

追・再試験、未修得科目試験においてインフルエンザ等学校感染症等に罹患し、試験を欠席した場合、追試験該当者のみ別に試験を実施することがある。

該当学生は、事前に歯学部教務課に連絡の上、Web 試験欠席届、医師の診断書（診断書以外不可）を添えて歯学部教務課に提出し、指示を受けること。

(10)仮受験票の対象

試験を受ける際に学生証を忘れた場合、仮受験票の発行が必要となるが、その対象は、定期試験（追・再試験、未修得科目試験を含む）、総合歯科医学試験、登院試験、Post-CC PX の他、定期試験に相当するものとして教務課より発表のあった試験となる。

3. 授業の出席について

授業はすべて出席することを原則とする。規定された要件を満たさない場合は、教授会の議を経て定期試験及び追・再試験の受験資格を失う（受験失格）ので、特に注意すること。詳細は「5. 成績評価（アセスメントポリシー）」を参照のこと。

なお、受験資格の要件には、**教員から特に指定された補講及び学力増強講義等が含まれる。**

授業（講義科目）を欠席した場合は、授業欠席届（web 欠席届）を提出の上、欠席した回の授業について原則として1週間以内に録画ビデオを視聴し、担当教員の指示に従って課題を行わなければならない。ただし、ビデオを視聴したから欠席が免除される訳ではなく、教務委員会にて判断される。

実習・実技科目については、担当教員の指示に従うこと。

4. 受験時の注意

「受験心得」を参照すること。(p. 51参照)

次の者は定期試験その他の試験を受験することができない

- ①試験規程第7条の受験資格の要件を満たしていない者
- ②当該科目の履修登録（選択科目のみ）を行っていない者
- ③授業料その他の学納金を滞納している者（歯学部試験規程第7条第8項参照）
- ④当該年度の定期健康診断を受診していない者
- ⑤共用試験及びPost-CC PXの場合は、受験料を納入していない者
- ⑥学生証を携帯していない者

学生証を忘れた場合は、「仮受験票」（手数料：1,000円）の交付を受けること

- ⑦追・再試験、未修得科目試験の場合は、「追・再試験・未修得科目試験受験願」の手続きをしていないもの

追試験受験料：1科目 1,000円、再試験・未修得科目試験受験料：1科目 2,000円

5. 成績評価（アセスメントポリシー）

- (1)成績評価は、定期試験の結果によって行うのを原則とするが、担当教員が適当と認めるときは、授業内試験（小テスト）・中間試験の結果など平素の学習成績、出席状況、学習態度等も加味して評価することができる。

- (2)各授業科目の成績評価方法は、『歯学部授業計画表（シラバス）』に掲載している。

授業における総合評価を100点換算して成績評価（後述表参照）を行う。したがって、試験の点数と異なる場合があるので注意すること。

- (3)試験・成績に係る詳細な事項については、「歯学部試験規程」に基づき定めている。

- (4)定期試験は、CBT方式・筆記試験・口答試験・レポート及び製作品の提出、その他担当教員が適当と認める方法により実施される。各科目において総授業時間数の5分の4（80％）以上出席していない場合は、試験を受験できない。

- (5)総合歯科医学4試験では、第4学年における総合的な学力の到達度を判定する。

「総合歯科医学4」内で行われる各試験までの授業時間数の5分の4（80％）以上出席していない場合は、試験を受験できない。

- (6)登院試験は、臨床実習を行い得る資格を問うために実施する試験である。共用試験実施評価機構の共用試験（CBT、OSCE）をもって実施する。

なお、以下に該当する者は、試験を受けることはできない。

・CBTにおいては、「総合歯科医学4」の総授業時間数の5分の4（80％）以上出席していない者。

また、総合歯科医学4試験不合格または未修得科目試験不合格の者。

・OSCEにおいては、「統合臨床基礎実習」の総授業時間数の5分の4（80％）以上出席していない者。

- (7)総合歯科医学5試験では、第5学年における総合的な学力の到達度を判定する。

「総合歯科医学5」内で行われる各試験までの授業時間数の5分の4（80％）以上出席していない場合は、試験を受験できない。

- (8)臨床実習では、臨床実習中に行われたケース内容から臨床技能と知識の到達度を総合的に判定するため、Post-CC PXを実施する。「臨床実習1」「臨床実習2」のそれぞれ5分の4（80％）以上出席しなければならない。

- (9)総合歯科医学6試験では、第6学年総合歯科医学の成績を評価する。

「総合歯科医学6」内で行われる各試験までの授業時間数の5分の4（80％）以上出席していない場合は、各試験を受験できない。

- (10)登院試験、臨床実習及び総合歯科医学試験については、担当の委員会で評価を行い、次年度以降の評価基準の検討等教育課程改善につなげる。

- (11)学年の成績評価についてGPA制度を用いて、進路に関して助言を行う。

- (12)成績評価は次のとおりとする。

【平成27年度以前入学生】

- ①成績評語は、優・良・可・不可をもって表す。
- ②100点満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。
- ③追・再試験の評点は、80点を最高点とする。

成績評点	評 語	成績通知表	成績証明書
80点～100点	優	優（評点）	優
70点～79点	良	良（評点）	良
60点～69点	可	可（評点）	可
59点以下	不可	不可（評点）	—
（試験欠席）	—	欠 試	—

【平成28年度第1学年より】

平成28年度第1学年よりGPA制度を導入する。GPAとは、Grade Point Averageの略で、成績評価に評定値（GP）を設定し、履修した科目の1単位あたりの評定平均値を計算したものである。GPAは、各学生の学習成果を総合的に示す指標となるものである。GPAによる成績評価は次のとおりとする。

	可否	評価	歯学部成績評価基準	GP	評 価 内 容
成績評価対象	合格	S	100～90点	4.0	特に優れた成績
		A	89～80点	3.0	優れた成績
		B	79～70点	2.0	妥当と認められる成績
		C	69～61点	1.0	本試験で合格と認められる最低限の成績
		D	60点	0.5	再試験（未修得科目試験含む）で合格と認められる成績
	不合格	E	59点以下	0.0	不合格の成績
		F	レポート未提出	0.0	不合格の成績
			試験欠席		
		失	受験失格		出席不良により受験資格を喪失した科目
対象外		T	単位認定科目	—	他大学等で修得した単位を本学の単位として認定した科目

GPAの計算方法

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数} + 0.5 \times D \text{ の修得単位数}}{\text{卒業要件科目の総履修単位数（評価S、A、B、C、D、E、F、失のすべてを含む）}}$$

※不合格科目を再履修して合格した場合でも、不合格分を通算GPAの分母と分子に含める。

- （注1）留年した場合は、その年度に履修した全ての科目が不合格となり、GPを0として計算するものとする。
- （注2）上記のGPA制度は平成27年度以前の入学者及び平成28年度編入学生には適用しない。
- （注3）入学時には上記GPA制度が導入されておらず、「優・良・可・不可・欠試・受験失格」の評語で成績通知に表記されていた学生が、留年または休学に伴い、GPA制度による成績評価が導入された学生と同一学年になった場合は、入学時からの全成績をGPA制度による評語に読み替える。

- (13)総合歯科医学4試験、登院試験、臨床実習1、臨床実習2、総合歯科医学5試験および総合歯科医学6試験の成績評価（評点）については別に定める。
- (14)当該科目に合格し、進級・卒業の要件を満たした者には、所定の単位を認定する。

6. 不正行為

定期試験等の受験中に不正行為を行った者は、受験が停止され、教授会の審議を経て、その当該年度の全科目の成績を零点とする。(試験規程第19条) また、不正行為は鶴見大学学生懲戒規程に則り、停学、退学を含む厳しい処分の対象となるので、絶対に行わないこと。

7. 成績発表・通知

成績は次のとおり発表する。電話・メール等による成績の問い合わせには一切応じない。

発 表 科 目	発表時期・方法	保護者宛通知時期
1～4年前期定期試験期間までに受験した科目	9月末 成績通知書配布	10月
2～6年前年度受験科目	新年度オリエンテーション時に成績通知書配布	4月

- (注意) 1. 年度途中の科目の可否は、鶴見大学ポータルシステムにて発表する
 2. 成績評価の最終結果は、新年度オリエンテーション時に成績通知書で通知する
 3. 保護者(正保証人)宛に、成績通知書を郵送する

8. 進級

(1)進 級

当該学年において次の進級要件(卒業要件)を満たした場合には、進級および卒業することができる。

学年	当該学年で 修得すべき 科 目 数	進 級 要 件		
		①前学年まで の履修要件	②当該学年の履修要件 (合格科目数)	③その他の要件
第1学年	39科目	—	41科目のうち39科目以上 合格すること	指定された 「英語1」または「日 本語1」の履修 および「英語2」 または「日本語2」 を履修すること
第2学年	32科目	1年次の 全履修科目の 合格	32科目すべて合格すること	—
第3学年	30科目	2年次までの 全履修科目の 合格	30科目すべて合格すること	—
第4学年	20科目	3年次までの 全履修科目の 合格	20科目すべてを合格すること	登院試験の合格 (CBT、OSCE)
第5学年	2科目		「臨床実習1」、「総合歯科医学5」 の2科目に合格すること	Post-CC PXの 合格
第6学年	2科目		〈卒業要件〉 (1)臨床実習2に合格すること (2)総合歯科医学6試験に合格する こと (3)所定の修業年限以上の在学 (4)卒業所要単位の修得	—

〔6〕 共用試験

臨床実習開始前の学生に対して、共用試験実施評価機構が行う共用試験は、学生が臨床実習に参加するに足る基本的な能力（態度・知識・技能）を備えているかどうかを評価するためのものである。全国の歯科大学、歯学部が参加している。現在、本学では第4学年で行われている。

共用試験の内容は、CBT（Computer Based Testing）（客観試験）とOSCE（Objective Structured Clinical Examination）（客観的臨床能力試験）の2種類の試験から成り立っている。

CBTは知識に対する試験であり、OSCEは診療に関する態度および技能を評価する試験である。

歯科医師法が改正され（2021（令和3）年5月28日公布）、これにより(1)歯学生が臨床実習において行う歯科医業の法的位置付けの明確化、(2)歯科医師国家試験の受験資格における共用試験合格の要件化、が示された。この改正法は、2024（令和6）年4月1日から施行された。

〔7〕 臨床参加型臨床実習

共用試験（CBT・OSCE）に合格した者は、臨床予備実習の課程に進むことになる。臨床予備実習では、臨床各科を回り、診療の手技だけでなく、患者さんとのコミュニケーションのとり方、言葉遣い、態度など患者さん中心の歯科診療（POS）への心構えのほか、将来歯科医師としてわきまえなければならない心構え、すなわち医の倫理を培うことを目的としている。

共用試験に合格し、臨床予備実習の課程を修了した者は、診療参加型臨床実習の課程に進むことができる。これは約1年間行われ、歯科教育の最後の段階として、きわめて特色のあるものである。

この臨床実習においては、臨床系各科を回することは臨床予備実習と同じであるが、今度は臨床実習指導者の直接の指導監督の下に歯科診療に従事し、医療管理の事務、患者さんとの応待、これまでに修得した知識、技術を駆使し、歯科医療・管理についての徹底的な実地修練を受ける。

臨床実習の心構えや注意事項、各科の実習要領については、『臨床実習手帳』の中の「臨床実習心得」及び各科の『臨床実習の手引』において詳細に記述されているが、最も基本的な心構えについて、「臨床実習心得」から「全般的心得」を次に抜粋する。

全般的心得

臨床実習は、患者の尊厳と権利、医の倫理、歯科治療関係法令、安全管理に配慮し、患者中心の歯科医療を実施できる医療人としての基盤を築くことを目的とする。

その実施に際しては、すでに修得した基礎医学、臨床歯科医学を総合的に応用し、人々の歯科医療に対する要望に応え得るものでなくてはならない。

1. 臨床実習生は、歯科医師となるための実習をしていることに誇りを持ち、責任ある行動をとること。
2. 臨床実習生は、常に教員の指導・監督のもとに診療に従事すること。
3. 臨床実習生は、本学学則、諸規程並びに本心得を遵守し、円滑に臨床実習が進められるように心がけること。
4. 患者情報は全て病院で保管すべきものである。各自の判断で処分しないこと。また、紛失には留意すること。
5. 個人情報厳重に管理すること。
6. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）への不用意な投稿には注意すること。その利用にあたっては本学ホームページにある「SNSの利用について」を熟読し、これを遵守すること。
7. 各自の予定は約束表に記載し、各自が把握するのはもちろんのこと、他者が確認できるようにすること（患者配当や予約変更等を他者が行うことも多い）。
8. 臨床実習中は、総合歯科1、臨床講堂、学生技工室、学生控室あるいは各科が指定した場所にて行動し、病院棟ならびに歯学部2号館から離れる場合は教員の許可を得ること。
ただし、12時～13時はこの限りではない。
9. 各種検印（ライター印）等は速やかに受けること。長時間未検印のまま放置した場合、無効となることがある。

10. 臨床実習生の行動は、周囲（患者・大学・附属病院・教職員・学生）にも深刻な影響や迷惑を及ぼす可能性があることを自覚すること。

臨床実習の評価は、「臨床実習修了判定基準」にもとづき一定の時期までに修了したケースと点数、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）として臨床実地試験及び一斉技能試験を実施し、その他試験の成績、実習時の態度、出席状況等を総合して行われる。

共用試験（CBT・OSCE）に合格した者は、公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）から認定証（臨床実習生（歯学）証）が発行される。臨床実習生は認定証を必ず携帯しなければならない。

認定証を紛失した場合は、速やかに歯学部教務課に申し出ること。

その後、臨床実習委員会で審議、許可された場合は機構に確認のうえ、再発行が認められた場合は再発行を行う。その際は別途再発行料が掛かる場合がある。

なお、2023年度以前の共用試験合格者はスチューデント・デンティスト（Student Dentist）認定証に置き換える。

〔8〕診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験

（Post-CC PX：Post Clinical Clerkship-Performance Examination）

臨床実習の評価は、「臨床実習修了判定基準」にもとづき一定の時期までに修了したケースと点数、その他試験の成績、実習時の態度、出席状況等を統合して行われる。

共用試験実施評価機構により実施される「診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（以下「Post-CC PX」という）」において、臨床実習を修了するのにふさわしい臨床能力を修得したかを測る。Post-CC PXは、臨床実習中（臨床実習期間の1／4経過後）に実施する「臨床実地試験（CPX：Clinical Practice Examination）」と臨床実習期間終了4ヶ月前から終了後2ヶ月までの間に実施する「一斉技能試験（CSX：Clinical Skill Examination）」とで行われる。

〔9〕履修についての注意事項

1. 学習計画の立て方

授業科目を履修するに当たっては、『歯学部授業計画表（シラバス）』（ポータルシステムでのWebシラバス）により履修計画を立て、予習をしたうえで授業に臨むことが肝要である。

シラバスとは、学年あるいは学期中の授業・講義の計画や内容の概略を時限ごとに記したものである。

2. 進級要件及び卒業要件

進級要件としての合格科目数は、「歯学部試験規程」に示すとおり各学年で合格すべき科目数が規定されている。また、卒業要件としては第5学年までに修得すべきすべての科目の単位を修得した者で、第6学年において臨床実習2及び総合歯科医学6に合格することとなっている。進級・卒業要件を満たした者に対して、所定の単位が与えられる。カリキュラム・履修年次・卒業年度により修得合計単位が異なるので注意すること。

〔10〕単位認定について

1. 編入生の単位認定について

編入学した学生については、入学学年より下位学年に開講されている科目を「認定」とする。（詳細は、オリエンテーションで説明を行う）

2. 既修得単位認定について

他大学を卒業し、第1学年に入学した学生については、申し出により「学則」第14条1項に基づき、30単位を上限として専門科目を除く本学開講科目の単位に振替えることができる。（ただし、内容によっては、認定されないこともある。）

単位の認定を希望する学生は、歯学部教務課に申し出ること。

詳細は、歯学部教務課において説明する。

〔11〕新型コロナウイルス感染予防について

新型コロナウイルス感染症については、感染法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」へ移行となったが、罹患者数は増減を繰り返しており、感染症が完全に終息したわけではない。

従って、今後も基本的な感染対策を励行するとともに、将来の医療人を志す者としての自覚を持って注意事項を厳守し、万一感染した場合の手続きを確認しておくこと。

1. 3つの密（密閉・密集・密接）を避ける。
2. アルコールによる手指消毒を推奨する。
3. 食事中の会話は極力控える。
4. 基本的にマスクの着用は任意とするが、附属病院内ではマスク着用を必須とする。
5. 実習・演習での、マスクやフェイスシールドの着用は、指導教員の指示に従う。
6. 体調不良などで不安に思うことがある場合は、保健センターに相談すること。

【新型コロナウイルスに感染した場合】

発症（無症状の場合は検体採取日）の翌日を1日目として5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止期間とする。

また、発症翌日から10日間のマスク着用を推奨する。（※大学ホームページより）

【新型コロナウイルスに感染し欠席する場合（インフルエンザによる欠席含む）】

1. 必ず歯学部教務課に連絡すること。
2. Webによる欠席届と診断書の提出を必須とする。
3. 欠席した授業については、講義ビデオを視聴し、担当教員による口頭試問等を受けること。

Ⅱ 学生相談・学生厚生に関する事項

〔1〕 学年主任・担任制度

歯学部では、ひとつの学年をA Bの2クラスに分ける。学年主任・担任を配置して、学生からの学習および学生生活上の相談に応じ、教員からの指導・助言を受けることができる体制を取っている。また、学生が教員と面談しやすいようにオフィスアワー制度があるので、大いに活用すること。

■ オフィスアワー制度

教員が研究室等において、学生からの学習および学生生活上の相談に乗れるよう、指定した時間帯に待機する制度である。ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）を参照すること。なお、指定された時間帯以外に面談を希望する場合は、教員に問い合わせること。

〔2〕 クラス委員

大学生活の運営を円滑にし、かつ、学生の自発的活動を活発にするために、各クラスに2名のクラス委員を置いている。クラス委員は大学からの指示・連絡事項を伝えるとともに、大学行事への必要な任務にあたる。クラス委員は、クラス内で選出し、歯学部教務課に届けるものとする。

〔3〕 健康管理

有意義な学生生活を送る上で重要なことのひとつに、健康管理をあげることができる。そのためには、大学で実施される定期健康診断を受診することはもとより、日頃から健康に留意し、保健センターでのメンタルヘルスを含めた健康相談などを大いに活用すること。

健康診断

■ 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき年度始に実施している。修学可能な健康状態であるかどうかを確認することを目的としているため、必ず受診しなければならない。現在実施している検査は、身長・体重測定、胸部X線検査、視力・血圧測定、内科診察、尿検査、心電図検査、抗体検査（HBs〈抗原も含む〉・麻疹）の9項目であるが、学年によって検査項目が異なる。

■ 課外活動健康診断

課外活動健康診断は、クラブ活動における事故防止を目的に、6月に実施する。4月に実施した定期健康診断の結果を基に、内科診察・既往歴・胸部X線検査・心電図検査等の有所見者には再度内科健診等を行い、総合的に判定する。

■ 健康診断証明書

健康診断証明書は、定期健康診断の受診結果に基づき発行する。「健康診断書」とは異なるので注意すること。発行希望者は、1号館1階の歯学部教務課窓口横にある証明書自動発行機で発行すること。その場合、学生証と手数料（1通につき100円）が必要となる。

なお、定期健康診断が未受診の場合には発行できない。

また、証明書自動発行機で証明書が発行されない場合には、保健センターに来所すること。

※遠隔地被保険者証（健康保険証）（※個別の保険証になっていない方）

医療機関で診療を受けるためには、保険証が必要となる。親元（扶養者）から離れて生活する学生は、「遠隔地被保険者証」を取り寄せておく必要がある。

〔4〕 学生総合保険制度

本学歯学部では、不慮の事故から学生を守る一助にと、従来より学生総合保険制度を採用し、実施しており、本年度も2025年4月1日付の発効にて三井住友海上火災保険株式会社と保険契約をしている。

この保険は正課中・課外活動中の事故に限定せず、より広く日常生活における思わぬ傷害事故、更には誤って他人に損害を与えた場合の賠償責任事故を併せ保険カバーするものである。

なお、保険料は1名につき年間6,120円であるが、本人の掛金は3,000円となり、残りは大学が負担する。

傷 害	死亡・後遺障害保険金額	100万円
	入院保険金日額	2,000円 事故の日からその日を含めて180日がお支払の限度
	通院保険金日額	1,300円 事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払の限度
賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)		支払限度額1億円(示談代行付)
感染症予防費用保険金額		支払限度額50万円

★次のような場合に、国内外を問わず補償します。

交通事故によるケガ 	レジャー・スポーツ中のケガ 	ご家庭でのケガ 
学校内でのケガ 	賠償責任事故も補償 	学生のケガや 賠償責任を幅広く補償

学生総合補償制度の補償内容 概要

学生総合補償制度 普通保険約款および特約条項に基づきます。

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
【1】 傷害 (基本契約) (国内外補償)	死亡保険金	●死亡・後遺障害保険金の補償 (注1) 死亡・後遺障害保険金 死亡・後遺障害保険金の補償は、後見人または被保険者を死亡させた者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 死亡・後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 死亡・後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 死亡・後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 死亡・後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
	後遺障害保険金	●後遺障害保険金の補償 (注1) 後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 後遺障害保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
	入院保険金	●入院保険金の補償 (注1) 入院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 入院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 入院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 入院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 入院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
	手術保険金	●手術保険金の補償 (注1) 手術保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 手術保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 手術保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 手術保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 手術保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
	通院保険金	●通院保険金の補償 (注1) 通院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 通院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 通院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 通院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 通院保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
【2】 感染症予防費用保険金 (国内のみ補償)		●感染症予防費用保険金の補償 (注1) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
		●感染症予防費用保険金の補償 (注1) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 感染症予防費用保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
【3】 賠償責任 (※2) (国内外補償)		●賠償責任保険金の補償 (注1) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。
		●賠償責任保険金の補償 (注1) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注2) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注3) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注4) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 (注5) 賠償責任保険金の補償は、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。	●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。 ●被保険者が、被保険者の同意を得た上で、死亡・後遺障害保険金の補償を受けることができます。

お問い合わせ窓口

加入内容や補償内容等のお問い合わせについては下記にご連絡ください。
鶴見大学 歯学部 学生総合補償制度係

取扱代理店：T・S・A
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-16-10 コスモス御苑ビル501C
TEL 03-5362-2631
受付：日・夜 受付日数 9:20~12:00、13:00~17:00
Eメール：info@i-hoken.net

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部営業第三課
TEL 03-3259-6694 受付(平日・月~金 9:00~17:00)

万一の事故のとき
フリーダイヤル (365日・24時間)
0120-258-189 (三井住友海上事故受付センター)

■正課中の事故について

実習中などの思わぬケガがあった場合には、担当教員に申し出て、指示をうけること。

なお、担当教員に申し出ないまま、附属病院・保健センターで応急処置を受けた場合は、すみやかに、学生支援課に届け出ること。

■緊急連絡先

ダイヤルイン 045 (580) 8208・8217

〔5〕学納金の納入について

授業料・施設維持費などの学納金及びその他の納付金の納入通知（振込依頼書）は、毎年、3月末日（前期分）と8月末日（後期分）に父母またはこれに代わる者宛に送付する。

納入区分	納入通知	納入期限	延納期限
前期分（年額一括も可）	3月末日	4月末日	6月末日
後期分	8月末日	9月末日	11月末日

〈注意〉

- (1)前期分納入時に後期分も併せての納入も可能であるが、一度納入された学納金は原則として返還できないので注意すること。
- (2)納入期限までに納入できない場合は、納入期限10日前までに本学所定の「学納金延納願」を歯学部教務課に提出のうえ、許可を得なければならない。延納期限は、2ヵ月以内とする。
- (3)学納金等の滞納者は、「学則」及び「学生納付金等納入規程」により、定期試験の受験資格を失い、各種証明書の交付を受けることができなくなるので、注意すること。

〔6〕教科書・実習器材の購入について

教科書・実習器材などの購入通知は、毎年、前期（3月頃）・後期（8月頃）に、送付する。なお、購入申し込みは、大学内売店(株)モリタを通して、当該学年の教科書・実習科目に関する実習器材「申込書」を送付するので、期限までに申し込むこと。

〔7〕その他の注意事項

(1)連絡事項について

学生に対する公示、告示、行事予定・時間割の変更、休講、試験時間割など学習上の周知事項については、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）で発表するので、自己責任において、注意して掲示板を良く確認すること。

なお、「鶴見大学・鶴見大学短期大学部公式LINE」による情報提供も行っているので、登録の上利用することを推奨する。

(2)問い合わせについて

緊急を要する場合以外の歯学部教務課への電話による問い合わせには応じない。成績はもちろんのこと掲示発表した内容については、間違いのもとになるので、一切応じないので、歯学部教務課窓口へ直接来訪すること。

また、鶴見大学・鶴見大学短期大学部のLINEチャットボットで情報提供を行っている。簡単な問い合わせは、Q & A機能でも確認できるので、「友だち登録」の上、有効活用すること。

(3)自動車・オートバイでの通学（構内乗入れ）禁止について

本学構内での安全確保と近隣住民への迷惑駐車・駐輪防止のため、自動車・オートバイによる通学および構内への乗入れを禁止している。これに違反した者は、処分対象になるので注意すること。（Ⅶ. 学内諸規程p. 58参照）

(4)鶴見大学・鶴見大学短期大学部自転車登録制

自転車の放置・盗難防止及び環境整備を目的に、「自転車通学者の登録制」を導入している。

利用希望者は、学生支援課で登録手続きができるので、必ず登録すること。

自転車登録方法

1. 学生支援課窓口で「鶴見大学自転車駐輪場利用申込書」を受取り、必要事項を記入の上、提出すること。
2. ステッカーを無料交付する。(※再交付料 1,000円)
3. ステッカーを自転車の見えやすい場所に貼り付けること。

※登録シールのない車両には「告知書」の貼付や撤去を行う場合がある。

一斉登録期間：毎年4月実施（以降 随時申請受付）

有効期間：修業年限（卒業が延期した場合は、延長を認める）

※ 学生・教職員・研究員が対象。

※ 一定期間放置された未登録自転車は撤去対象となる。

※登録にあたっては、防犯登録が必要。

【参考】神奈川県自転車防犯協会（<http://www.kanajibou.jp/>）

※学生が後輩等に自転車を譲る場合は、必ず譲り受けた本人が手続きすること。

※卒業や退学により離籍した場合は、登録が抹消される。

卒業等で自転車を使用しなくなった場合は、キャンパス内に自転車を放置しないこと。

※2024年4月～、自転車に乗る際はヘルメットを着用することが義務化（努力義務）された。

(5)盗難防止について

教科書・実習器材、貴重品などの所持品は、ロッカー室・実習室などで盗難に遭わないよう、自己責任において管理を怠らないこと。万が一、被害に遭った場合は、学生支援課に届け出ること。

(6)「自習室」の利用について

下記のとおり、記念館・2号館・3号館・附属病院において自習室を学生に開放している。利用にあたっては次の事項に留意し、利用すること。

記念館自習開放室

場 所 記念館2階 2-1・2-2・2-3・2-4 セミナー室

記念館3階 3-1・3-2・3-3・3-4 セミナー室

利用時間 平日 16:00～21:00

土曜 13:00～18:00

※試験期間中は利用時間に変更となる。

3号館自習室

場 所 3号館1階

利用時間 平日 16:00～21:00

土曜 8:00～18:00

学修支援スペース

場 所 3号館1階

利用時間 平日 16:00～21:00

土曜 8:00～18:00

2号館自習室（歯学部6年生用）

場 所 2号館1階

利用時間 平日 17:30～22:00

土曜 8:00～18:00

なお、学内行事等で利用ができない場合や利用時間に変更する場合がある。その際は速やかにポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）で周知するので、必ず確認して利用すること。

(7)ロッカー室およびロッカーの使用について

- ①鍵は各自責任を持って管理し、必ず施錠すること。
- ②現金・貴重品はロッカーに置かず、必ず身につけること。
- ③ロッカー及びロッカー室は常に清潔に保ち、整理整頓を心がけること。
- ④割り当てられた自分のロッカー以外は使用しないこと。
- ⑤適宜ロッカー室の清掃を実施する。ロッカーの上および床等、周囲に物を放置しないこと。放置してある物は、清掃時に撤去する。
- ⑥ロッカーの破損等で使用できない場合は、歯学部教務課に申し出ること。
- ⑦ロッカー室の開室時間は厳守すること。
- ⑧全学休業日は使用できない。

〔8〕留学生

(1)出入国・在留管理について

日本の大学で教育を受け日本に滞在するという在留資格と「留学」(ビザ)により、日本での滞在が許可されている。現在、日本に在留する外国人は、日本の官公庁において、在留にかかる諸手続きを行うことになっている。

在留に関する下記の手続きについては、留学生自身で手続きを行うことになっている。在留期間満了日3か月前より、手続きが可能となるため、満了日の約4か月前頃に、歯学部教務課より提出書類の説明を行う。

鶴見大学で勉強を続けるための大切な手続きなので、自身で責任を持って、手続きを行うこと。満了日を1日でも過ぎると不法滞在となるので注意すること。

(2)資格外活動（アルバイト）

留学生は教育を受ける目的で日本に滞在することを許可されている。従って、留学中の学費やその他の経費を補う目的でアルバイトをする場合は、資格外活動の許可を受ける必要がある。許可を受けずにアルバイトをすると、罰則を科せられ強制退去の対象となることがある。また、資格外活動が許可される前に働くことはできないので、必ず許可が下りてから、アルバイトをすること。申請をしても、アルバイトが勉強の妨げになっていると判断された場合（例えば、取得単位数が極端に少ない場合等）は、資格外活動が許可されない場合がある。在留期間を更新した場合、すでに取得している「資格外活動許可」については無効になるので、必要な場合は再度申請手続きを行うこと。ただし、休学中は、資格外活動（アルバイト）は認められない。

アルバイトは、1週について28時間以内、長期休業期間にあっては、1日について8時間以内と決まっているので、これを超えることはできない。

(3)在留カードの記載事項の変更

在留カード（または外国人登録証明書）の記載事項（氏名、性別、国籍・地域等）に変更が生じた場合、または盗難などでカードを紛失した場合、**14日以内に出入国在留管理局へ届け出ること**（ただし、住所変更の届出は、居住地区の役所で行う）また、歯学部教務課にも必ず変更の報告すること。在留カードの記載事項に変更がある場合（住所変更を除く）、原則として、申請と同日に、新しい在留カードが交付される。

特に新入生は、必ず「活動機関に関する届出」を14日以内に行い、入学時には、所属先が鶴見大学となるよう手続きを行うこと。

また、大学を卒業した時には、活動に応じた適切な在留資格に変更する必要があるため、必ず歯学

部教務課に相談すること。

(4)休学・退学

休学・退学する場合は「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできない。留学生が「休学」中、日本に滞在し続けられるかどうかは、出入国在留管理局の判断となる。「休学」中は、資格外活動（アルバイト）は認められない。休学についてはp. 34参照。手続きについては必ず教務課に確認すること。手続きには時間が掛かるので、余裕をもって相談すること。

(5)卒業

鶴見大学を卒業・修了したあとは、ビザ（在留資格）「留学」の在留期間が残っていても、原則的に帰国することとなる。帰国のための準備などで、日本にしばらく滞在し続けたい場合は、直ちに「留学」から適切な在留資格に変更すること。在留資格「留学」のまま滞在することは違法となる。

卒業後に行う在留資格や出入国在留管理局への届出について、必要な手続きを各自必ず行うこと。

留学生本人が「活動機関に関する届出」を卒業式より14日以内に届け出を行う必要があるので、詳細は必ず教務課に確認すること。

(6)その他注意事項

- ①自分で在留期間や必要書類を確認し、必要書類は、申請する本人が責任を持って、準備すること。
- ②申請時には、不備がないように確認をすること。
- ③申請書は正確に記入し、嘘偽りを書かないこと。
- ④出入国在留管理局に提出する前に、申請書は歯学部教務課で確認を行ってから、提出すること。
- ⑤審査は、出入国在留管理局が行う為、本学に申請書類を提出したからといって、申請に対する許可が保証されるわけではない。よって、出入国在留管理局の判断に対して、大学は責任を負うことはできない。
- ⑥万が一留年した場合は在留期間の更新が難しくなる場合があるので、留年しないように、しっかり勉強すること。
- ⑦本来の在留活動に基づく活動を一定期間行っていない場合は、在留資格を取り消される場合がある。例えば、長期間（1か月～3か月）無断で欠席した場合は、在留資格の取り消し対象となる。この判断は出入国在留管理局が行うため、そうならないように、しっかり大学に通い勉強すること。また、1か月無断で欠席した場合は、文部科学省の「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について」に基づき、毎月の月次報告で、欠席者を報告する。
- ⑧感染症の世界的流行などにより、日本への出入国が難しい状況において母国に帰国する場合、事前に余裕を持って歯学部教務課に相談すること。
- ⑨帰国する場合は、事前に学生支援課に必ず届け出ること。
- ⑩帰国中は、特に大学から発信する情報についてホームページやポータルシステム掲示板などで必ず確認すること。
- ⑪母国の状況によってメールやポータルシステムが、帰国中確認できない場合は、帰国前に必ず歯学部教務課に申し出ること。
- ⑫母国の状況によって学納金が締切までに支払えない場合は事前に教務課に相談すること。
学納金が支払えない場合は、試験が受けられなくなったりビザの手続きにも関わってくるので、必ず手続きを行うこと。

Ⅲ 学籍異動に関する事項

学籍異動に関する事項

学籍異動に関する願書および手続きには次のようなものがある。

なお、2022（令和4）年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、大学においても一部手続き等が変更となり、保護者の連署が不要となるものがある。ただし、歯学部においては、休学や退学の申し出が合った場合、保護者等に連絡を取り、確認した上で申し出を受け付ける。大学から許可が出た場合も保護者等に通知する。

〔1〕休学願

病気その他やむを得ない理由により2ヵ月以上就学することができないときは、休学する理由を明記して、病気の場合は診断書を添えて、所定の休学願により願い出て許可を受け、当該年度内で休学することができる。当該年度とは、4月1日～翌年3月31日までの期間内のことである。

■休学する場合は、次のことに注意すること。

- (1)休学期間が2ヵ年度にわたる場合は、年度ごとに願い出なければならない。
- (2)休学期間は、引き続き2年を超えないこととし、通算して4年以内とする。
- (3)休学期間は、在学期間に算入しない。
- (4)健康上その他の理由により、休学が必要であると認めた場合には、休学を命ずることがある。
- (5)次年度の復学については、2月中に歯学部教務課に連絡すること。

■休学した場合の学納金その他の納付金の取扱い。

休学時の学納金等については、『学生生活』記載の「学生納付金等納入規程」を必ず確認すること。

〔2〕復学願

病気その他の理由で、休学した者が復学するときは、休学期間が満了する年度末1ヵ月前までに所定の復学願により願い出て許可を受け、復学すること。病気による休学の場合は、必ず診断書を添えること。復学は原則として年度始め（4月1日）からとする。

〔3〕退学願

病気その他の理由で、退学しようとするときは、所定の退学願により願い出て許可を受けなければならない。（学生証を返還のこと。）

〔4〕在学期間

1. 最長在学年数

- (1)歯学部における修業年限は、6年と定められている。これに伴い、在学期間は修業年限の2倍の期間つまり12年を超えることができないとされている。最長在学年数は、12年となる。
- (2)編入学生の在学期間は、12年から入学時の認定学年数（1年）を減じた年数とする。つまり、2年次入学の場合は11年、3年次入学の場合は10年となる。
- (3)転入学生の在学期間は、12年から転入学時の認定学年数を減じた年数とする。
- (4)再入学生の在学期間は、12年の在学期間の範囲内で、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできないものとする。

2. 留年措置に伴う在学期間

留年措置に伴う在学期間については、第1学年から第2学年までを通算して4年、第3学年から第4学年までを通算して4年、第5学年から第6学年までを通算して4年を超えて在学することはできない（学則第7条第2項）。

この規定は平成28年度以前の入学生についても適用されるが、平成28年度以前の在学期間については計算に含めない。ただし、12年の在学期間を超えることはできない。

〔5〕 除 籍

下記のいずれかに該当する者を学長は除籍することができる。

- (1)指定の期日までに学生納付金等を納入せず、督促してもなお納入に応じない者
- (2)学則第7条第1項に定める在学期間を超えた者
- (3)学則第7条第2項に定める年数を超えても進級できない者
- (4)学則第27条第3項に定める休学期間を超えて復学できない者
- (5)外国人留学生で、本邦への入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明らかになった者
- (6)外国人留学生で、在留資格を喪失した者
- (7)死亡の届けがあった者

IV 学校行事等

〔１〕 歯学部解剖献体精霊供養法会

わが国の医療は医療技術や診療機器の発展とともに目覚ましい進歩を遂げている。医学・歯学を学び始めた学生にとって、人体の構造や仕組みを理解する上で、講義に加えて人体解剖実習をおこなうことは将来の医療人にとって必要不可欠なことは言うまでもない。また、人体解剖実習において、ご遺体に直接、接することにより、生命の尊厳について深く認識した歯科医師となることが期待されている。このことから本学歯学部においても、他の医学部・歯学部と同様に解剖実習は必須の実習科目として行っている。

解剖実習で人体について学ばせていただく方々は、医学・歯学の進歩のために、将来、歯科医師とよばれる学生たちに、自らの遺体を無償で捧げる行為に心から賛同して下さった方々である。このような医療を受ける者と医療に携わる者との深い相互理解の上に成り立つ行為のことを「献体」という。本学ではこのような方々が集まって、「紫雲会」という献体団体が設けられている。

鶴見大学歯学部では、毎年10月、大本山總持寺大祖堂において、ご遺族と紫雲会々員の方々をお招きし、学生、教職員が参列し、本学解剖実習にご献体された方々の御霊に感謝の気持ちを込めて「解剖献体精霊供養法会」を執り行っている。歯学部学生として、ご献体された方々の「自分の死後、遺体を無条件・無報酬で医学・歯学の発展に役立ててほしい」というご遺志を深く心に受け止め、生命の尊厳への誓いを新たにして解剖献体精霊供養法会に参加してもらいたい。

〔２〕 全日本歯科学生総合体育大会

全日本歯科学生総合体育大会（略称「歯学体」）は、歯科学生間におけるスポーツの奨励・発展及び相互の交流・親睦を図り、スポーツを通じて人間形成に寄与することを目的として、1968年「全日本歯科学生体育連盟」が結成され、全国の国公私立歯科大学29校が参加して、毎年冬期（3部門）・夏期（23部門）の2期に分かれて、下記26部門（種目）にわたって開催されている。

本学歯学部は、第13回・第36回大会の事務主管を務めた。なお、歯学体については学生支援課で取扱っている。

〈冬期部門〉

ラグビーフットボール……………12月下旬開催

スキー……………3月中旬～下旬開催

〈夏期部門〉

硬式野球、準硬式野球、ソフトテニス、サッカー、ゴルフ、卓球、ボウリング、柔道、

剣道、弓道、空手道、日本拳法、陸上競技、水泳、ヨット、フットサル、硬式庭球、

バドミントン、バレーボール、バスケットボール、アーチェリー

……………8月上旬～中旬開催

（今年度開催中止）

アメリカンフットボール、少林寺拳法、漕艇

V 褒賞制度

〔１〕長尾学術奨励賞

長尾学術奨励賞は、初代歯学部長、故 長尾 優先生が、生前に拠出された基金によって1974年（昭和49年）7月に制定され、歯学部学生で6年間を通して、人物、成績がともに優秀な者に対して、卒業時に賞状と記念品が贈られるものであり、1975年度（昭和50年度）第1回卒業生から実施されている。

〔２〕石川学術奨励賞

石川学術奨励賞は、二代歯学部長、故 石川堯雄先生の志により拠出された基金によって1990年（平成2年）2月に制定され、歯学部学生で特に人物ならびに専門科目の成績がともに優秀な者に対して、卒業時に賞状と記念品が贈られるものであり、1989年度（平成元年度）第15回卒業生から実施されている。

〔３〕歯学部大学入学共通テスト利用型入試特別奨学生

（2021（令和3）年度入学生対象）

（2020（令和2）年度以前は「大学入試センター試験利用入試」）

歯学部大学入学共通テスト利用型入試特別奨学生とは、当該入試において、300満点中、計225点以上の成績者を対象として、成績順に上位7名を、年間100万円、6年間総額600万円とする制度である。特別奨学生に対しては、年度ごとに学業成績並びに人物審査を行い、継続可否を決定する。

〔４〕歯学部新入生特別奨学生

（2022（令和4）年度以降の入学生対象）

新入生特待奨学生制度とは、新入生特待奨学生選抜試験（以下特待生選抜試験という）を受験し、その成績により、最大30名に対し、順位に応じて初年度の学納金の免除を受けることができる制度である。

〔５〕歯学部特待生

（在学生対象）

歯学部の2年生から6年生に在籍する学生で、品行方正・学業優秀であり、他の模範となる者を褒章し、優秀な人材の育成に資することを目的とする。

当該年度の全科目の総合（GPA）の成績順位を基に特待生を選考し、次年度の授業料から順位に応じた金額が減免となる。

特待生は学年毎に毎年度選考され、過去に特待生となった者も重ねて選考、認定される。

編入学生等中途入学生は、入学の次年度から資格を有するものとする。

VI 齒科医師国家試験、 臨床研修制度・進路

〔１〕 歯科医師国家試験

歯学部を卒業した者に対して、歯科医師国家試験の受験資格が与えられるが、この国家試験に合格し、厚生労働大臣から、歯科医師免許証を交付されて、初めて歯科診療に従事することができる。

歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学および口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識および技能について行うもの（「歯科医師法第9条」）とされている。

また、次に掲げる関連法規を熟読し、在学中に交通事故等も含めて違法行為を起こし、歯科医師免許の交付申請ができないことのないよう日常生活に十分注意すること。

歯科医師法（抜粋）

〔免許の絶対的欠格事由〕

第三条 未成年者には、免許を与えない。

〔免許の相対的欠格事由〕

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（※下記注意事項参照）
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

（※注意事項）

歯科医師法施行規則（抜粋）

（法第四条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）

第四条第一号厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

※歯科医師法の改正により、歯科医師国家試験の受験資格における共用試験合格が要件化されることとなった（2021（令和3）年5月28日公布、2024（令和6）年4月1日施行）。

〔2〕臨床研修制度・進路

〈臨床研修制度とは〉

歯学部を卒業し歯科医師免許を取得した後、診療行為を行うためには歯科医師臨床研修制度により、臨床研修医となる必要がある。歯科医師において、資質の向上を図るため歯科医師臨床研修制度が規定されており、診療に従事する歯科医師は大学病院等で1年以上（原則として合計1年）の臨床研修を受けることが義務付けられている。

〈歯科医師臨床研修マッチングプログラム〉

歯科医師臨床研修を行うためには歯学部6年生在籍時に歯科医師臨床研修マッチングプログラム（以下、歯科マッチング）に登録する必要がある。歯科マッチングとは歯科医師臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と研修施設（大学病院や病院、診療所など）とを研修希望者および研修施設の希望を踏まえて、コンピュータにより組合せを決定するシステムのことである。このプログラムにより臨床研修を行う研修施設を決めることができる。

〈臨床研修終了後の進路〉

【就職する場合】

歯科医院や総合病院等の求人票はキャリア支援課で閲覧（「求人票閲覧希望」登録が必要）することができる。就職が決定した場合には、必ずキャリア支援課まで報告すること。また、大学の教員や医局員等を希望する場合は、各自で情報収集するとともに、キャリア支援課に届く募集要項も参考にすること。本学の教員、臨床専科生等を希望する場合は、各研究室に問い合わせること。

上記就職試験等で、提出書類の添削指導や面接指導が必要な場合はキャリア支援課へ相談すること。

【進学する場合】

本学の大学院への進学を希望する場合は、入試センターに問い合わせること。他大学の大学院等の進学を希望する場合は、各自で募集要項を確認すること。提出書類の添削指導や面接指導が必要な場合はキャリア支援課へ相談すること。

VII 学内諸規程

1 歯学部試験規程

(目 的)

第1条 この規程は、鶴見大学歯学部において行う成績評価のための試験（以下「試験」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験・追試験・再試験及び未修得科目試験とする。

2 前項の試験のほか、総合歯科医学試験・登院試験・臨床実習後客観的臨床能力試験（Post Clinical Clerkship-Performance Examination 以下「Post-CC PX」という）を実施する。

(定 義)

第3条 定期試験とは、履修した科目について、各授業期間終了後の定められた期間に実施する試験をいう。原則として60点以上を合格とする。

2 総合歯科医学試験とは、各学年における学修の到達度を判定する「総合歯科医学」の成績を評価するために実施する試験をいう。総合歯科医学試験については別に定める。

3 登院試験とは、臨床実習を行い得る資格を問うもので、第4学年後期において医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する歯学系共用試験（以下「共用試験（CBT、OSCE）」という）をいう。登院試験については別に定める。

4 Post-CC PXとは、臨床実習を修了するのにふさわしい臨床能力を習得したかを測るための試験をいう。Post-CC PXは臨床実地試験（CPX）及び一斉技能試験（CSX）からなる。Post-CC PXについては別に定める。

5 追試験とは、疾病その他やむを得ない事由により定期試験、総合歯科医学試験及び登院試験を欠席した者について、願い出により、定期試験においては担当教員、総合歯科医学試験においては教務部長の許可を得て実施する試験をいい、実施が定められているものではない。追試験の合格点は65点以上（総合歯科医学試験においては67点以上）とする。登院試験については別に定める。

なお、第4学年の総合歯科医学4試験、第5学年の総合歯科医学5試験、第6学年の総合歯科医学6試験については、追試験は行わない。

6 再試験とは、不合格となった科目について、願い出により、定期試験においては担当教員、総合歯科医学試験においては教務部長の許可を得て実施する試験をいい、実施が定められているものではない。再試験の合格点は65点以上（総合歯科医学試験においては67点以上）とする。登院試験については別に定める。

なお、第4学年の総合歯科医学4試験、第5学年の総合歯科医学5試験、第6学年の総合歯科医学6試験については、再試験は行わない。

7 未修得科目試験とは、当該年度の不合格科目について、総合歯科医学試験を合格した学生を対象に実施される試験をいい、実施の有無及び受験の可否については、教授会の審議を経て決定する。未修得科目試験の合格点は65点以上とする。なお、未修得科目試験の受験は教授会において定められた科目数以内とし、これを超える場合は未修得科目試験および各学年の総合歯科医学試験の受験を認めない。実施方法・受験料等については再試験に準じて行われる。総合歯科医学試験については、未修得科目試験は行わない。

(試験の方法)

第4条 試験は、CBT方式・筆記試験・口答試験・レポート及び製作品の提出または実技、その他担当教員が適当と認める方法によりこれを実施する。

(試験の実施時期)

第5条 定期試験は、履修した科目について、各授業期間終了後の定められた期間に実施する。試験時間は原則として1時限60分とする。ただし、担当教員が適当と認めた時はこの限りではない。

2 第1学年から第3学年に行われる総合歯科医学試験については、学年末の定められた期間に実施する。

3 第4学年に行われる総合歯科医学4試験および登院試験は、定められた適当な時期に実施する。

4 第5学年に行われる総合歯科医学5試験は定められた期間に実施する。

- 5 第6学年に行われる総合歯科医学6試験は定められた期間に実施する。
- 6 Post-CC PXは定められた期間に実施する。
- 7 追試験・再試験は、各試験終了後の定められた期間に実施する。

(試験の公示)

第6条 試験の時間割等、実施に関する事項はあらかじめ公示する。

(定期試験・総合歯科医学試験・登院試験・Post-CC PXの受験資格)

第7条 定期試験の受験資格は、原則として各科目における総授業時間数の5分の4以上の出席とし、規定を満たせなかった者は、当該科目について受験失格となり、定期試験及び追試験、再試験を受験することができない。なお、受験資格の要件には、教員が特に指定した補講や学力増強講義等を含むものとする。ただし、忌引による欠席の場合は、所定の期間内（1親等7日以内、2親等3日以内）に限り、欠席時間数及び欠席日数に算入しない。

2 前項の規定により、当該科目について受験失格となった者で、担当教員に許可を得た上で、欠席分の授業を補完し、当該年度の総合歯科医学試験を合格した場合、未修得科目試験の受験を認めることがある。

3 総合歯科医学4試験の受験資格は、総授業時間数の5分の4以上の出席とする。詳細は別に定める。

4 登院試験の受験資格について、CBTは「総合歯科医学4」の総授業時間数の5分の4以上の出席とし、「総合歯科医学4試験」を合格し、すべての科目試験に合格していることとする。OSCEは「統合臨床基礎実習」の総授業時間数の5分の4以上の出席とする。また、CBT、OSCEともに定められた期日までに共用試験受験料を納入していることとする。

なお、登院試験の内、共用試験（CBT、OSCE）のどちらか一方が受験失格となった場合、もう一方も受験資格を失う。

5 総合歯科医学5試験の受験資格は、総授業時間数の5分の4以上の出席とする。詳細は別に定める。

6 Post-CC PXの受験資格は、臨床予備実習の課程を修了し、定められた期日までに受験料を納入していることとする。詳細は別に定める。

7 総合歯科医学6試験の受験資格は、総授業時間数の5分の4以上の出席とする。詳細は別に定める。

8 授業料その他の学納金の未納者は、受験することができない。

9 当該年度の定期健康診断を受診していない者は、受験することができない。

(追試験・再試験（未修得科目試験を含む。以下同じ）の受験願及びその許可)

第8条 追試験・再試験を受験する者は、所定の期間に次の手続きにより許可を得なければならない。

追試験－追試験受験願（所定の用紙）に事由書（疾病の場合には医師の診断書）を添えて、歯学部教務課に提出し、定期試験においては担当教員、総合歯科医学試験においては教務部長、登院試験においては各試験委員長の許可を得るものとする。

なお、追試験受験願書は、原則として定められた期間に本人が提出しなければならない。期限内に提出できない場合は、必ず事前に教務課に連絡して指示を受けること。

再試験－本人が所定の願出用紙により歯学部教務課に提出し、定期試験においては担当教員、総合歯科医学試験においては教務部長、登院試験においては各試験委員長の許可を得るものとする。

2 インフルエンザ等の学校感染症に罹患し、追試験を欠席する場合は、事前に歯学部教務課に連絡した後、試験欠席届、医師の診断書を添えて歯学部教務課に申し出た者に対し、別に試験を実施することがある。ただし、この措置は、再試験は対象外とする。

なお、試験欠席届の提出は、原則として試験欠席当日にweb上から行うこととする。当日に提出できない場合は、必ず教務課に連絡して指示を受けること。

(追試験・再試験の受験料)

第9条 追試験及び再試験を受験する者は、第8条に規定するもののほか次の受験料の納入を必要とする。

ただし、忌引を事由とする追試験受験者は受験料を免除する。

追試験受験料 1,000円（1科目）

再試験受験料 2,000円（1科目）

(試験監督)

第10条 試験の監督は、原則として科目の担当教員、総合歯科医学試験においては、各学年担任が行う。

(受験心得)

第11条 試験開始10分前には指定された座席に着席し、受験の際に学生証を提示しなければならない。また、試験開始時間に遅刻し、試験開始後20分を経過した場合、試験場への入室は認められない。

また、複数の時限や日程を伴う試験（総合歯科医学試験等）においては、試験当日（2日間にわたる場合は1日目）の最初の試験開始時間から20分を経過しても出席していない場合、それ以降の試験（2日目の試験も含む）を受験することはできない。さらに、許可なく一部の時限や日程を欠席した場合は、試験を放棄したものと見なし、採点対象外とする。

2 試験室に入った者は、試験開始後、30分を経過するまでと、試験終了5分前からは退出することができない。

3 受験に際し、傷病等の理由により特別な配慮を希望する場合には、試験日の1週間前までに理由を記した申請書に診断書等証明書を添えて歯学部教務課まで申し出ること。教務委員会または各試験委員会において審議の上、特別措置を認めることがある。

(成績の評点、評語及びGPA)

第12条 成績の評点は、シラバスの評価基準に基づき行う。定期試験等の結果の他、担当教員が適当と認めるときは、平素の学習成績、出席状況、学習態度等も加味して評価をすることができる。

2 成績の評語は、次のとおりとし、可（D）以上を合格、不可（E）を不合格とする。

平成27年度以前の入学生

優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）

平成28年度第1学年から

S（100点～90点）GP4.0、A（89点～80点）GP3.0、

B（79点～70点）GP2.0、C（69点～61点）GP1.0、

D（60点）GP0.5、E（59点以下）GP0.0

追・再試験においては、合格点を65点以上とし、合格した場合の点数に換算する。

ただし、追試験の評点は80点、再試験・未修得科目試験の評点は60点を最高点とする。

3 前項の規定にかかわらず、登院試験、総合歯科医学4試験、総合歯科医学5試験、総合歯科医学6試験の成績評点については、別に定める。

4 進級（第6学年にあっては卒業）の要件を満たした者には、学則に基づき、所定の単位を認定する。

5 平成28年度第1学年より、各学生の学習成果を総合的に示す指標とするため、成績評価に評定値（GP）を設定し、履修した科目の1単位あたりの評定平均値を計算したGPA（Grade Point Average）を算出する。

(進級等判定について)

第13条 進級・留年等は、教授会において判定する。

(進級要件及び単位認定等について)

第14条 当該学年において、次の進級要件を満たした場合には、進級を認定する。

(1) 各学年に配当された修得すべきすべての科目に合格すること

(2) 第4学年においては、上記に加え登院試験に合格すること

なお、共用試験（CBT、OSCE）の両試験とも合格しなければ、登院試験の合格は認められない。

また、第4学年において修得すべき科目に合格していない場合は、登院試験の成績を無効とする。

2 教授会の審議を経て、学年末に進級（第6学年にあっては卒業）の要件を満たした者に、合格した科目の単位を認定する。

(卒業認定について)

第15条 第5学年までに修得すべきすべての科目の単位を修得した者で、第6学年において臨床実習2及び総合歯科医学6に合格し、所定の修業年限以上在学した者は、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(試験成績並びに単位認定の通知)

第16条 受験科目の試験成績結果は、当該授業の試験が終了する学期末に学生並びに父母またはそれに代わる者（保護者等）宛通知する。

- 2 単位認定の結果通知は、成績確定後の新年度に成績通知表を配付することで学生並びに父母またはそれに代わる者（保護者等）宛通知する。

(留 年)

第17条 各学年の進級要件を満たさない場合は、教授会の審議を経て、留年とする。

- 2 留年となった者は、原級に留まり、当該学年に開講される授業科目を全て再履修し、当該学年の進級（第6学年にあっては卒業）要件を充足しなければならない。
- 3 在学期間は学則第7条に基づき、12年間を超えることはできない。また、学則第7条第2項に基づき、第1学年から第2学年までを通算して4年、第3学年から第4学年までを通算して4年、第5学年から第6学年までを通算して4年を超えて在学することはできない。ただし、休学期間は算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、編入学生、転入学生及び再入学生については、別に定める。
- 5 休学期間は、学則第27条に基づき、当該年度内とし、引き続き2年を超えないこととし通算で4年以内とする。

(除 籍)

第18条 進級判定の結果、留年した者のうち、第17条第3項の在学期間を超えた者は、学則第7条第2項及び学則第26条の2(3)に基づき、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(不正行為の措置)

第19条 試験に関して不正行為を行った者は、学則第54条及び、鶴見大学学生懲戒規程に基づき、教授会の審議を経て学長が懲戒する。

- 2 不正行為をなした者は、教授会の審議を経て、その当該年度の全科目の成績を零点とする。
- 3 不正行為とは、試験において行われる次の各号の一に該当する行為をいう。なお、不正行為の証拠となる物品や電子データ等の開示および提出を求める場合があるため、指示に従うこと。
 - (1) カンニング（カンニングペーパー、参照が許可されていない資料、他の学生の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。また、カンニングの手助けをすること
 - (2) 使用が許可されていない道具を使用すること
 - (3) 携帯電話やスマートフォン・ウェアラブル端末等通信機器を許可無く身に着けていること
 - (4) 試験問題や解答用紙を許可無く試験室から持ち出すこと（内容を書き写したものや撮影したものを持ち出し、あるいはこれらを通信することによる持ち出しを含む）
 - (5) 試験室の内外を問わず、人と連絡を取ること
 - (6) 代人受験をすること、及び代人受験をさせること
 - (7) 他人と答案を交換すること
 - (8) 試験問題を撮影すること
 - (9) 許可を得ず、定められた試験室以外の場所で試験を受けること
 - (10) 試験監督者の指示に従わないこと

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31（2019）年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、総合歯科医学1を総合歯科医学Ⅰ、総合歯科医学2を総合歯科医学Ⅱ、総合歯科医学3を総合歯科医学Ⅲ、総合歯科医学4を総合歯科医学ⅣB及び総合歯科医学ⅣB（演習）、総合歯科医学5を総合歯科医学Ⅴ、総合歯科医学6を総合歯科医学Ⅵ、臨床実習2を臨床実習Ⅱにそれぞれ読み替える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 受 験 心 得

1. 原則として、総授業時間数の4／5以上出席し、審議の上受験資格が認められなければ、各試験を受験することができない。
2. 選択科目については、正規の手続きを経て履修登録をした科目でなければ受験することができない。
3. 授業料その他の学納金の未納者は、受験することができない。
4. 当該年度の定期健康診断を受診していない者は、受験することができない。
5. 追試験及び再試験の受験を希望する者は、あらかじめ指定された期間内に所定の手続きを完了しなければならない。
6. 試験中は、試験監督者の指示に従わなければならない。
7. 試験中は、指定された席につき、学生証を机上に提示しなければならない。
8. 学生証を忘れた学生は、試験前に歯学部教務課で「仮受験票」の交付を受け、机上に提示すること。なお、手数料は1,000 円とする。
9. 着席指定時間を厳守すること。なお、試験開始後20分を経過した場合、試験場への入室は認められない。また、複数の時限や日程を伴う試験（総合歯科医学試験等）においては、試験当日（2日にわたる場合は1日目）の最初の試験開始時間から20分を経過しても出席していない場合、それ以降の試験（2日目の試験も含む）を受験することはできない。さらに、許可なく一部の時限や日程を欠席した場合は、試験を放棄したものと見なし、採点対象外とする。
10. 試験場に入室した者は、試験開始後、30分を経過するまで、また、試験終了5分前からは、退室することができない。
11. 試験場には、学生証、筆記用具のみ机上に置き（CBT方式を除く）、あらかじめ持ち込みを許可されたものを除いては、教科書、参考書、辞書、ノート、下敷、携帯電話などの電子機器や、撮影・録音機能を有するもの、アクセサリ等、不要のものはいっさい携行してはならない。これに従わない場合は、不正行為とみなす。
12. 試験中、不正行為をなした者は、受験が停止され、教授会の議を経てその当該年度の全科目の成績を零点とする。また、不正行為は、鶴見大学学生懲戒規程に則り、停学・退学を含む厳しい処分が下されることがある。

附 則

1. 平成5年4月1日一部改正
1. 平成17年4月1日一部改正
1. 平成19年4月1日一部改正
1. 平成27年4月1日一部改正
1. 平成29年4月1日一部改正
1. 平成30年4月1日一部改正
1. 令和5年4月1日一部改正
1. 令和6年4月1日一部改正
1. 令和7年4月1日一部改正

3 鶴見大学歯学部転入学規程

平成27年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項に基づき、鶴見大学歯学部（以下「歯学部」という。）へ転入学を希望する者の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 転入学とは、他の歯科大学を中途退学し、歯学部に入転することをいう。

(許可)

第3条 転入学は、欠員のある場合に限り、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可するものとする。

(転入学の時期)

第4条 転入学の時期は、学年の始めとする。

(転入学の学年)

第5条 転入学の学年は、中途退学した他の歯科大学に在籍していた原学年以下の学年とし、歯学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(出願手続)

第6条 転入学を希望する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて、願い出るものとする。

- (1) 転入学願書（履歴書を含む）
- (2) 在籍証明書（前在籍大学での最終学年が分かるもの）
- (3) 成績に関する書類（前在籍大学での成績が分かるもの）
- (4) 共用試験（CBT、OSCE）の結果が分かる書類（第4学年以上への志願者で共用試験を受験した者）

(選考方法)

第7条 転入学の選考方法は、学力試験、面接試験及び書類審査等によるものとする。

(入学検定料等)

第8条 転入学に関する入学検定料及び学納金等は、当該入学年度の入学生に準ずるものとする。

(修業年限)

第9条 転入学後、所定の年限を在学した者は、学則第6条の修業年限を在学したものとする。

(在学期間)

第10条 転入学を許可された者の在学期間は、学則第7条に定める12年の在学期間から入学を許可された学年までの経過年数を減じた年数とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の歯学部転入学規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

4 鶴見大学歯学部編入学規程

平成27年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学学則（以下「学則」という。）第31条第2項に基づき鶴見大学歯学部へ編入学を希望する者の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 編入学とは、大学及び短期大学等の卒業者等が、鶴見大学歯学部の第2学年または第3学年へ編入することをいう。

(編入学資格)

第3条 鶴見大学歯学部の第2学年へ編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本の大学（短期大学を除く）を卒業した者
 - (2) 4年制大学の口腔保健衛生学や看護学に関する学部学科に2年以上在籍し、62単位以上修得した者または短期大学の歯科衛生科（3年制）を卒業した者
 - (3) 医学・薬学・獣医学等の6年制大学を2年以上修了した者
 - (4) 他大学歯学部で1年次を修了している者
 - (5) 外国の大学を卒業した者
 - (6) 上記以外で同等以上及び歯学部2年次相当の学力があると本学が認めた者
- 2 前項第6号で出願するにあたっては、資格審査（履修科目審査）を行い受験の可否を決定する。
- 3 鶴見大学歯学部の第3学年へ編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 日本の大学（短期大学を除く）を卒業した者
 - (2) 日本における6年制大学（医学・薬学・獣医学）において4年次を修了した者
 - (3) 外国の大学を卒業した者

(許可)

第4条 編入学は、欠員のある場合に限り、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可するものとする。

(編入学の時期)

第5条 編入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第6条 編入学を希望する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて願出するものとする。

- (1) 編入学願書（履歴書を含む）
 - (2) 成績証明書（出身大学のもの）
 - (3) 卒業（修了）証明書または卒業（修了）見込証明書（出身大学のもの）
 - (4) 自己評価書（志望動機含む）
 - (5) 第3条第1項第2号、第3号及び第4号、第3項第2号で出願するにあたっては、修了学年を確認できる証明書
- 2 第3条第1項第6号で受験を認められた者の出願書類は、資格審査の内容に応じて指定する。

(選考方法)

第7条 志願者に対しては、別に定める要項により編入学試験を行う。

(入学検定料等)

第8条 編入学に関する入学検定料及び学納金等は、当該入学年度の入学生に準ずるものとする。

(修業年限)

第9条 編入学後所定の年限を在学した者は、学則第6条の修業年限を在学したものとする。

(在学期間)

第10条 編入学を許可された者の在学期間は、学則第7条に定める12年の在学期間から入学時の認定学年数（2年次は1年、3年次は2年）を減じた年数とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の歯学部編入学規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年5月1日から施行する。

5 鶴見大学歯学部再入学規程

平成27年4月1日施行

(目 的)

第1条 この規程は、鶴見大学学則（以下「学則」という。）第32条第2項に基づき、鶴見大学歯学部（以下「歯学部」という。）へ再入学を希望する者の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 再入学とは、歯学部の学生であったもので、正当な理由により退学していた者が、再び入学することをいう。

(許 可)

第3条 再入学は、欠員のある場合に限り、選考の上、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可するものとする。

(再入学の時期)

第4条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学の学年)

第5条 再入学の学年は原則、退学する前に在籍していた原学年とし、歯学部教授会の審議を経て、学長が決定する。ただし、第5学年についてはこの限りではない。

(出願手続)

第6条 再入学を希望する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて願出するものとする。

(1) 再入学願書（履歴書を含む）

(2) 成績証明書（歯学部在学中のもの）

(選考方法)

第7条 再入学の選考方法は、学力試験、面接試験及び書類審査等によるものとする。

(入学検定料等)

第8条 再入学に関する入学検定料及び学納金等は、当該入学年度の入学生に準ずるものとする。

(修業年限)

第9条 再入学後、所定の年限を在学したものは、学則第6条の修業年限を在学したものとする。

(在学期間)

第10条 再入学を許可された者の在学期間は、学則第7条に定める12年の在学期間の範囲内で、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできないものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の歯学部再入学規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

6 鶴見大学歯学部専攻生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は鶴見大学学則第47条第2項の規定に基づき、鶴見大学（以下「本学」という。）の歯学部専攻生（以下「専攻生」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(目 的)

第2条 専攻生は、本学歯学部教授の指導を受け特に専門学科について、高度の研究を行う。

(資 格)

第3条 専攻生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 歯科大学又は大学歯学部を卒業した者（ただし、臨床学科目を専攻する者は歯科医師免許証を有する者とする。）
- (2) 外国において歯学課程を修了した者
- (3) 医科大学又は大学医学部を卒業した者（基礎学科目及び口腔顎顔面外科学、口腔内科学、歯科麻酔学、口腔顎顔面放射線・画像診断学を専攻することができる。ただし、口腔顎顔面外科学、口腔内科学、歯科麻酔学、口腔顎顔面放射線・画像診断学を専攻する者は、医師免許証を有する者とする。）
- (4) その他本学において前号に規定するものと同等以上の学力があると認められた者

(研究期間)

第4条 専攻生の研究期間は、1年以上とする。

2 専攻生の研究期間は、入学を許可された日から起算する。ただし、休学の期間は算入されない。

(入学期・学期)

第5条 専攻生の入学期は学期の始めとし、学期は次の前期と後期に分ける。

前期 自4月1日 至9月30日 後期 自10月1日 至3月31日

(入 学)

第6条 専攻生として入学しようとする者は、本学所定の入学願書、出身大学の卒業証明書を添え、学長に願い出なければならない。

2 専攻生の入学は、指導教授がこれを選考し、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前号の規定により、入学を許可した場合には、所定の入学許可書を交付する。

(退 学)

第7条 退学しようとする者は、指導教授を経て退学願を学長に提出するものとする。

2 専攻生で研究の成果が挙げられないと認められたときは、指導教授の申出により学長は退学を命ずることができる。

(学位の申請)

第8条 専攻生は、本学学位規程第3条第4項の定めるところにより、所定の期間、研究に従事し、その研究による論文を本学に提出し、博士（歯学）の学位を請求するための審査を申請することができる。

(納付金)

第9条 専攻生として、入学を許可された者は、許可された日から10日以内に次の各号の納付金を納入するものとする。

- (1) 入学金300,000円（入学時のみ）
- (2) 授業料700,000円（年額）〔授業料は前期・後期（4月・10月）に350,000円ずつ分納することができる。ただし、後期に入学した者は、その年度の授業料は半額（350,000円）とする。〕
- (3) 施設設備費300,000円（入学時のみ）〔ただし、本学卒業者及び本学に教員として在職した者からは徴収しない。〕
- 2 休学者が1学期を通じ休学した場合に限り、その期の授業料は徴収しない。
- 3 既納の納付金は、返戻しない。
- 4 専攻生の研究に要する費用は、各自の負担とする。

(学部学生の規程の準用)

第10条 専攻生には、この規程のほかすべて本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、歯学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第9条は平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

7 鶴見大学外国人留学生規程

(目 的)

第1条 この規程は、鶴見大学学則第50条第2項の規定に基づき、鶴見大学（以下「本学」という。）へ入学する外国人留学生（以下「留学生」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 留学生とは、日本に国籍を有しない者で、本学において教育を受ける目的をもって入学を志願し、学長が入学を許可した者をいう。

(志願の資格)

第3条 留学生として、本学へ入学を志願する者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (2) その他、前号の資格に準ずる者で、本学が認めたもの

(出願手続)

第4条 前条により志願する者は、次の各号に掲げる書類に、入学検定料を添えて願い出るものとする。

- (1) 入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 成績証明書（最終卒業学校のもの）
 - (4) 卒業証書（写）（最終卒業学校のもの）
 - (5) 住民票（写）又は住民票記載事項証明書 ※出願時に日本に在留している者
- 2 前項のほか、必要と認める場合は、旅券又は在留カードの写しやその他証明書等の提出を求めることがある。

(選考及び入学許可)

第5条 留学生の選考は、当該学部教授会が行い、当該学部教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(入学手続)

第6条 前条により、入学を許可された者は、所定の期日までに手続きを完了しなければならない。

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。

(在留資格)

第8条 入学を許可された者は、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）に定められた「留学」の在留資格を所定の期日までに有していなければならない。

- 2 前項にかかわらず、休学中で離日している期間はこの限りでない。
- 3 所定の期日までに入管法に定められた「留学」の在留資格が取得できなかった場合は、学長が入学許可を取り消すことがある。
- 4 在留資格の更新にあたっては、更新期限4か月前までに当該各学部教務課に申し出の上、遅滞なく出入国在留管理庁において更新手続を行わなければならない。
- 5 留学生は、大学を通じて文部科学省及び出入国在留管理庁等が行う留学生に係る調査に速やかに協力しなければならない。
- 6 「入管法」他各省庁が定める留学生としての関連法令は、これを遵守しなければならない。

(規程の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、留学生には、本学の学則その他学内諸規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の外国人留学生規程は廃止する。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

8 鶴見大学自動車及びオートバイ通学者に対する懲戒規程

(目 的)

第1条 この規程は、鶴見大学及び鶴見大学大学院並びに鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生が、本学の学内及び周辺の駐車禁止の道路・私道又は自転車等放置禁止区域の歩道及び私有地等において、自動車又はオートバイ（原動機付自転車を含む。）により、違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合に、鶴見大学学則第54条及び鶴見大学大学院学則第35条並びに鶴見大学短期大学部学則第41条に基づき、これを懲戒し、もって本学の学生、教職員及び近隣住民に対する騒音の防止、通行妨害等の防止と排除に努め、併せて周辺地域の環境の改善・整備に努めることを目的とする。

(嚴重注意)

第2条 嚴重注意は、違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った学生（以下「当該学生」という。）に対する注意・指導とし、次条で定める懲戒としないものとする。

2 嚴重注意は、教職員が行い、必要に応じて警備員に委託することができる。

3 嚴重注意は、本学が交付する嚴重注意書を当該学生に通知することをもって行う。

当該学生が嚴重注意書の受け取りを拒否した場合であっても、嚴重注意を行ったものとみなす。

4 嚴重注意に従わなかった氏名不詳者及び違法・迷惑な駐車又は駐輪については、その自動車又はオートバイに嚴重注意書を貼付することをもって、嚴重注意を行ったものとみなす。

(懲戒の種類及び適用)

第3条 懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の懲戒は、嚴重注意を受けた当該学生が、それに反し違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合に、これを行う。

(懲戒の決定及び通達等)

第4条 懲戒は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 懲戒は、学内に告示するとともに、当該学生及び父母またはこれに代わる者として入学時に届け出た者に対して通告する。

(懲戒処分)

第5条 懲戒は、次のとおりとする。

(1) 当該学生が、第2条の嚴重注意を受けた後、再び違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、戒告処分とする。

(2) 前号の戒告処分を受けた者が、さらに違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、謹慎処分とする。

(3) 前号の謹慎処分を受けた者が、さらにまた違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、停学処分とする。

(4) 前号の停学処分を受けた者が、それにもかかわらず、違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、退学処分とすることができる。

(学籍原簿の記載)

第6条 懲戒は、学籍原簿に記載するものとし、嚴重注意は、学籍原簿に記載しないものとする。

(事務局)

第7条 この規程に関することは、学生支援事務部学生支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年10月1日より適用する。

附 則

この改正規程は、令和４年４月１日から施行する。

ただし、第４条第２項の「当該学生及び父母またはこれに代わる者として入学時に届け出た者」については、令和３年度入学者は、「当該学生及び保護者」と読み替えることとする。令和２年度以前の入学者については、「当該学生及び保証人」と読み替えることとする。

9 鶴見大学歯学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は鶴見大学歯学会と称し、その事務局は横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号
鶴見大学財務部教育研究支援課に置く。
- 第2条 本会は歯学學術の進歩発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 総会、例会等の開催
 - (2) 講習会、講演会等の開催
 - (3) 学会誌「鶴見歯学」(Tsurumi University Dental Journal)の発行
 - (4) その他総会ないし役員会が必要と認めた事業
- 第4条 本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の4種とする。
- (1) 正 会 員：鶴見大学歯学部同窓生、歯学部教職員、大学院学生、専攻生、臨床専科生及び本会の主旨に賛同する者
 - (2) 準 会 員：歯学部在学学生
 - (3) 賛助会員：本会の主旨に賛成し、特別の援助を供与した者で、評議員会の承認を得た者
 - (4) 名誉会員：本会の発展に特に顕著な功績があり評議員会の推薦する者
- 第6条 本会会員は、自己の研究業績等を学会又は「学会誌」上に発表することができる。
- 第7条 全ての会員は「学会誌」の配布を受ける。
- 第8条 正会員、賛助会員及び準会員は、毎年度所定の会費を納入しなければならない。
- 第9条 会員で特別の功績のあった者を本会の名において表彰することができる。
- 第10条 会員が次の各号の一つに該当したときは、評議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
- (1) 会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき
 - (2) 本会の名誉及び信用を傷つける行為があったとき

第3章 役 員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長：1名
 - (2) 副会長：1名
 - (3) 評議員：若干名
 - (4) 幹 事：若干名
 - (5) 監 査：2名
- 第12条 会長は本学歯学部長がこれに当たり、本会を代表し、会務を統轄する。
- 第13条 副会長以下全役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- 第14条 副会長は評議員の互選により選出し、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第15条 評議員は次に掲げるものをもって充て、会長がこれを委嘱し本会の運営に必要な事項を審議する。
- (1) 鶴見大学歯学部各講座の教授、准教授のうちから推薦された者
 - (2) 評議員会から推薦された会員
- 第16条 幹事は評議員の互選により選出し、庶務、会計、集会及び編集の任務を分担執行する。
- 第17条 監査は評議員の中から会長が指名し、鶴見大学歯学会の事業及び会計の監査を行う。

第4章 会 計

第18条 本会の経費は、会計担当幹事により管理運営され、鶴見大学からの補助金、会費、寄附金、前年度よりの繰越金その他の収入等でまかなわれる。

第19条 本会の会費は評議員会で別に定める。

第5章 雑 則

第20条 本会会則に明示されていない事柄については、会長の責任において評議員会で審議決定することができる。

第21条 本会会則を変更しようとする場合は、総会の議決を要する。

昭和50年7月5日施行
昭和52年6月24日一部改正
平成19年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

VIII 災害・事故等への対応

気象警報又は大規模地震の警戒宣言等が発令された場合、並びに自然災害や交通ストライキによって交通機関の運行が停止した場合の授業・試験は、原則として以下のとおり取り扱う。また、課外活動の実施や学内施設の利用については、ホームページ・ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）にて通知する。

1. 各種気象警報発令時の取扱

対象となる警報並びに条件

神奈川県下に「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が同時に発令された場合及び「大雪警報」「暴風雪警報」又は「特別警報」が発令された場合、下記の基準を適用する。

授業・試験の実施基準

【 警報解除時刻 】	【 授業・試験の取扱 】
午前 7 時までに警報が解除された場合	平常どおり実施
午前 11 時までに警報が解除された場合	1・2 時限目は休講・試験延期とし、 3 時限目から実施
午後 1 時までに警報が解除された場合	1・2・3 時限目は休講・試験延期とし、 4 時限目から実施
午後 1 時を過ぎても警報が解除されない場合	全時限休講・試験延期

※授業又は試験中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、掲示（鶴見大学ポータルシステム、大学ホームページへの掲載を含む）や緊急放送等を以って速やかに通知するので、これに従うこと。

※なお、歯学部においては、台風の接近等事前に危険が予想される場合は、オンラインによる遠隔授業を行うこともあるので、大学からの連絡に注意すること。

2. 交通機関運行停止時の取扱

対象となる交通機関

下記 2 線のいずれも不通となった場合のみ、下記の基準を適用する。

J R 京浜東北線・根岸線（東京～大船間）

私鉄 京浜急行線（品川～三崎口間）

授業・試験の実施基準

【 運行開始時刻 】	【 授業・試験の取扱 】
午前 7 時までに運行開始された場合	平常どおり実施
午前 11 時までに運行開始された場合	1・2 時限目は休講・試験延期とし、 3 時限目から実施
午後 1 時までに運行開始された場合	1・2・3 時限目は休講・試験延期とし、 4 時限目から実施
午後 1 時を過ぎても不通の場合	全時限休講・試験延期

※授業又は試験中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、掲示（鶴見大学ポータルシステム、大学ホームページへの掲載を含む）や緊急放送等を以って速やかに通知するので、これに従うこと。

3. 南海トラフ地震臨時情報発令時の諸注意

気象庁より、南海トラフ地震等発生の危険性について、情報が発表されている。特に、南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、大きな特徴がある。

①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること

②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること

③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること

これらのことから、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられ、発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。臨時情報が発令された場合には、情報の確認を最優先し、身の安全を確保すること。

※授業又は試験中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、掲示（鶴見大学ポータルシステム、大学ホームページへの掲載を含む）や緊急放送等を以って速やかに通知するので、これに従うこと。

授業・試験打ち切り後の行動について

- ① 各教室で指示があるまで勝手に行動せず静かに待機する。（実習・実技中の学生は、担当教員の指示に従うこと）
- ② 火を使用している場合には直ちに消し、ガスを使用している場合には完全に栓を閉める
- ③ 各教室の出入口のドアを開ける
- ④ エレベーターの使用は厳禁する
- ⑤ 交通機関の運行状況は、判明次第放送する予定
- ⑥ 交通機関の状況により帰宅できないものは、指示により次の場所に所持品を持って集合する
文学部・歯学部・短期大学部……大学記念館大学食堂
- ⑦ 大規模地震発生時に交通機関が停止したことを想定し、平素から家族と相談のうえ、知人等臨時避難先を決めておき、帰宅できない場合の住所を、事前に明確にしておくように心がけること

4. 大規模地震発生時の措置

授業は打ち切りとする。各自持物をまとめ、放送や教職員の指示により速やかに避難すること。

避難場所：本山大駐車場

【地震発生時の心得】

- ① 出入口のドアを開ける
- ② 窓ガラスから離れる
- ③ 机の下に身体を入れるか、丈夫な物に身を寄せる
- ④ 落下物に気をつけ頭部を守る
- ⑤ あわてて外に飛び出さない
- ⑥ 本震は1分以内であるから、震動中は行動を起こさない
- ⑦ 火災発生の恐れがあるので、直ちに火を消し、ガス・電気等のスイッチを切る
- ⑧ 避難は指示により、避難順路に従い、特に階段は注意する
- ⑨ エレベーターの使用は厳禁する
- ⑩ 本学の緊急避難場所は、本山大駐車場とする
- ⑪ ハンカチ、タオル等を携帯し、不安定な靴、サンダル等はなるべくさける

【帰宅対策の準備】

大規模地震の発生により公共交通機関が停止すると、通勤・通学等で外出中の多くの人々が帰宅困難になっている。通常の交通手段が使えない場合を想定して、徒歩帰宅に備えた準備をすること。

また、横浜市は「パシフィコ横浜・国立大ホール」及び「横浜アリーナ」を一時宿泊場所として指定している。

横浜市：帰宅困難者一時滞在施設検索システム



【携帯電話】



【スマートフォン】

※帰宅困難者が収容できる施設の情報を検索することができる。

徒歩帰宅可否判断基準

下記項目に1つでも当てはまる場合、徒歩帰宅は勧めない

- ・自宅までの距離が20km以上ある
- ・2.5km/時で歩行した場合、帰宅予定時刻が日没以降となる
- ・携帯電話等の通信機器を持っていない
- ・自宅までの道のりをよく知らない（地図を持っていない）
- ・自宅までのルートが通行制限区域及び火災発生地域になっている
- ・同一方面の帰宅者がいない
- ・通勤靴等の歩きやすい靴を履いていない

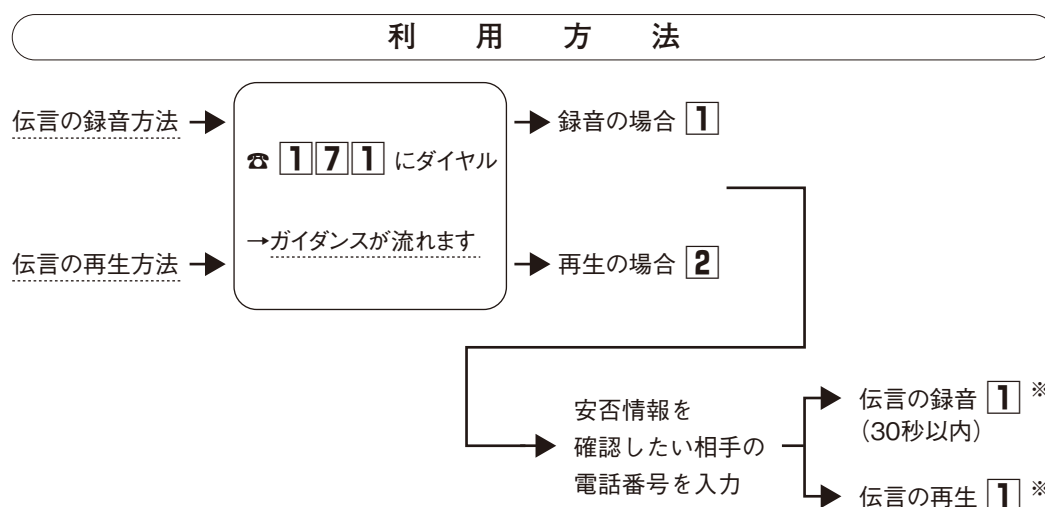
日頃から携帯しておく便利なもの

- ・簡易食料（チョコ、あめなど）
- ・医薬品（ばんそうこう・胃腸薬・解熱剤など）
- ・ハンカチ・タオル
- ・携帯充電電池

【災害用伝言ダイヤル（171）】

災害用伝言ダイヤル（171）は、地震など大災害発生時に安否確認などの電話が爆発的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービスである。

加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHSや一部のIP電話、また災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話などから「171」をダイヤルすることで利用できる。



※ダイヤル式電話機の方は操作不要です。

5. 防災訓練の実施

地震や火災等の災害はいつ起こるか分からない。普段から地震への備えを行っておくこと。地震時の「地域防災拠点」や「広域避難場所」について等、鶴見区の防災情報は鶴見区役所のホームページに載っていますので確認しておくこと。また、「地震発生時の心得」は学内だけでなく、学外においても役立つ。熟知し、災害への心構えをしっかりと持つことが必要である。

本学では学内においての大規模地震発生とそれに起因して起こる火災発生を想定して毎年、10月に防災訓練を実施している。（今年度は10月16日(木)実施予定）在構中の学生は全員参加すること。

なお、防災訓練において、鶴見大学ポータルシステムによる安否確認を実施する。安否確認用メールアドレスの登録方法、および、安否確認登録方法については、『学生生活』を参照すること。



<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/>
防災・防犯 ⇒ 防災・災害

6. Jアラート（全国瞬時警報システム）を活用した緊急情報が配信された場合の対応

Jアラートとは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムである。

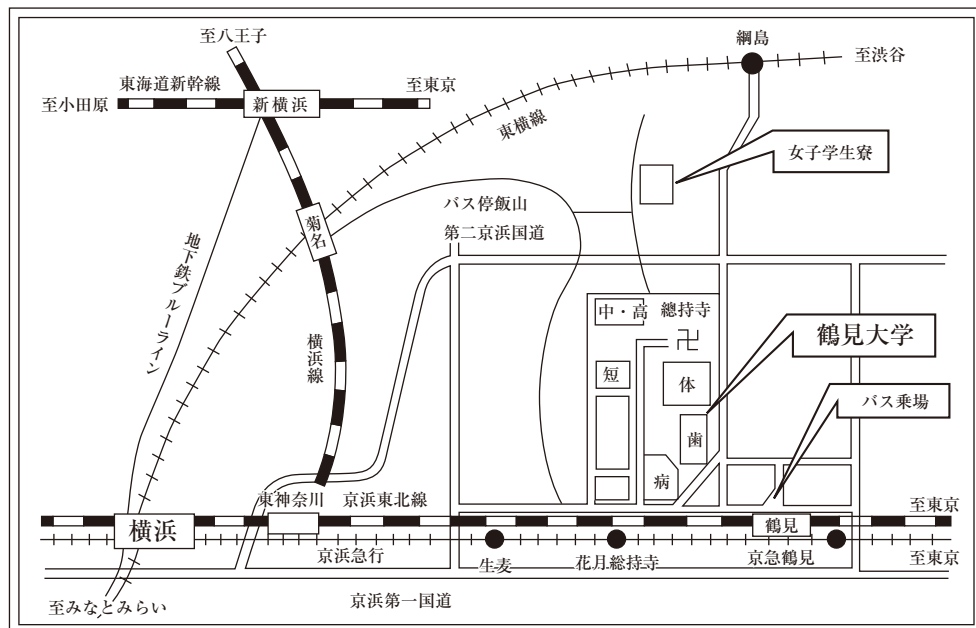
大学からの緊急連絡がある場合は、鶴見大学・鶴見大学短期大学部ホームページ、ポータルシステム掲示板（デジタルサイネージを含む）で情報を配信するので、これに従うこと。

Jアラートについての詳細は『学生生活』を参照すること。

IX 校舍配置図・平面図

校舎配置図

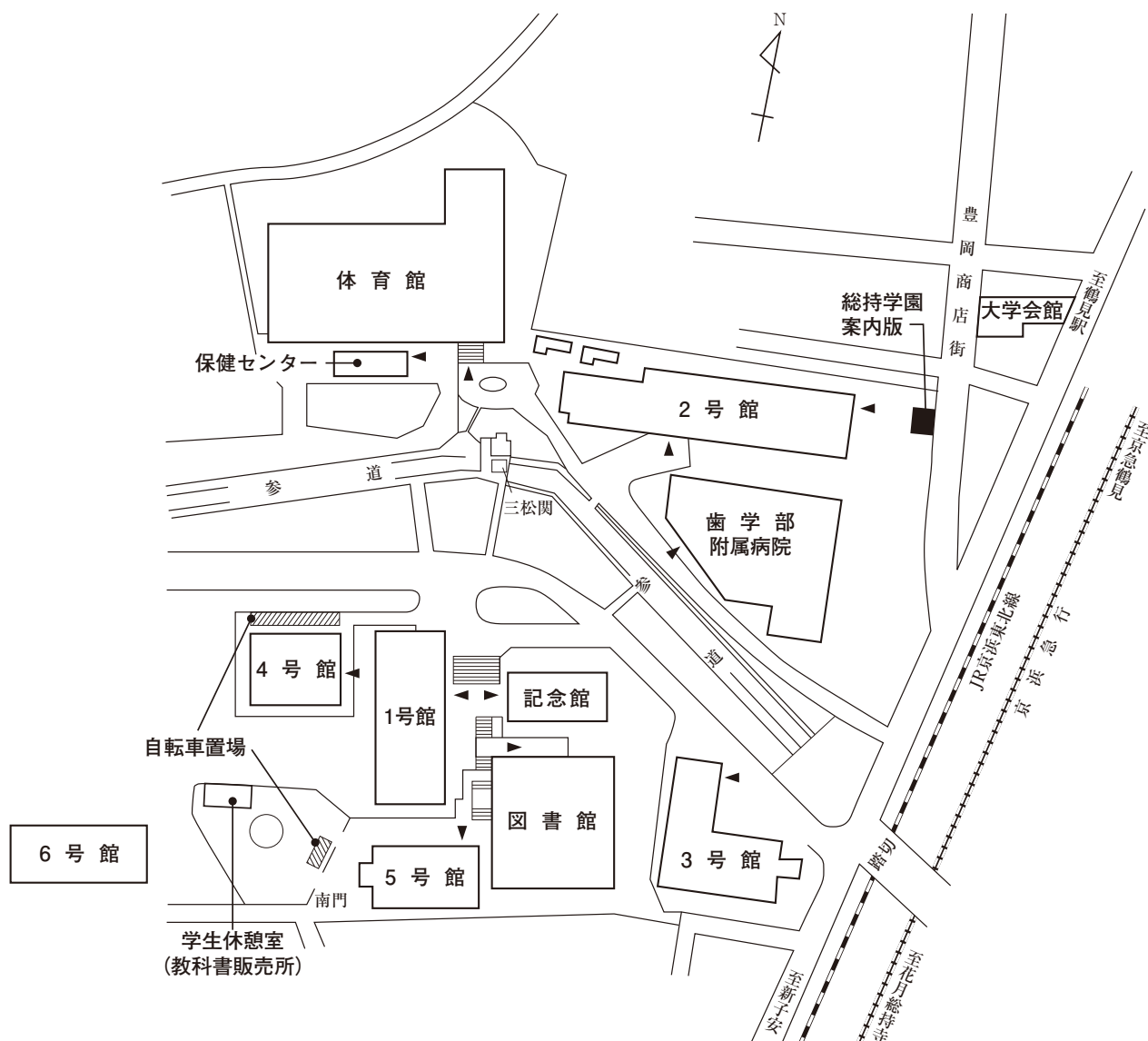
大学案内図



鶴見大学

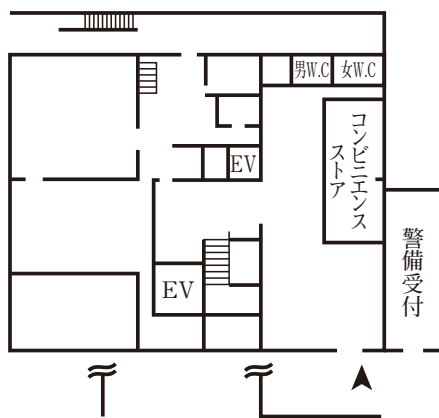
横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号
〒230-8501

1. 大学校舎は、京浜東北線鶴見駅西口、京浜急行京急鶴見駅西口より徒歩5分。曹洞宗大本山總持寺境内入口。
2. 女子学生寮は
 - イ. 大学より徒歩20分
 - ロ. 京浜東北線鶴見駅西口バスターミナルよりバス利用の場合、乗場3・4で38・41系統のいずれかに乗り7つ目の停留所飯山（いいやま）下車徒歩5分

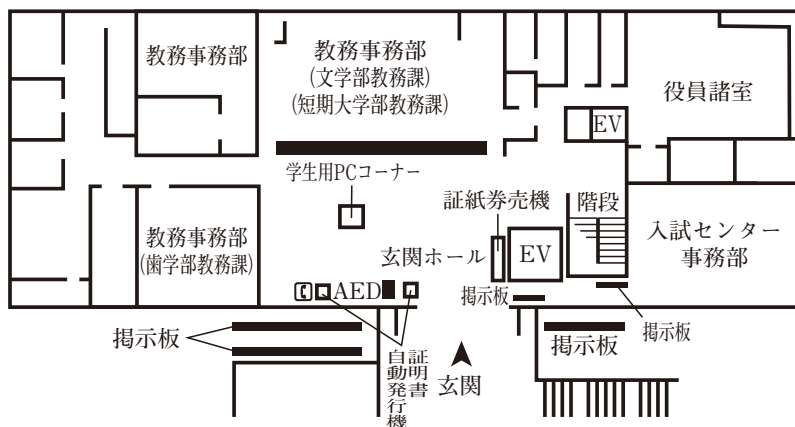


1号館

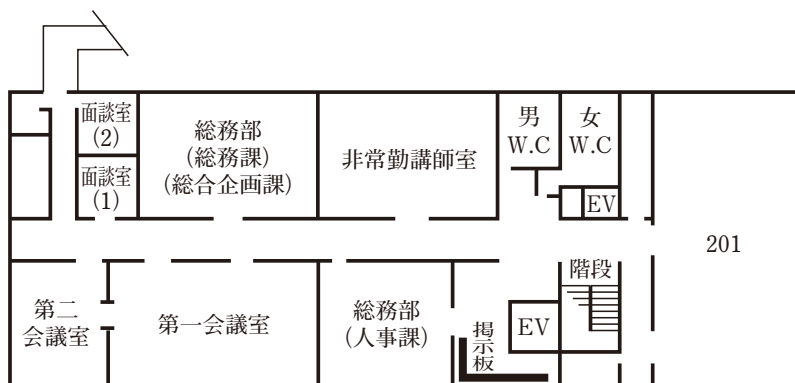
B 1 F



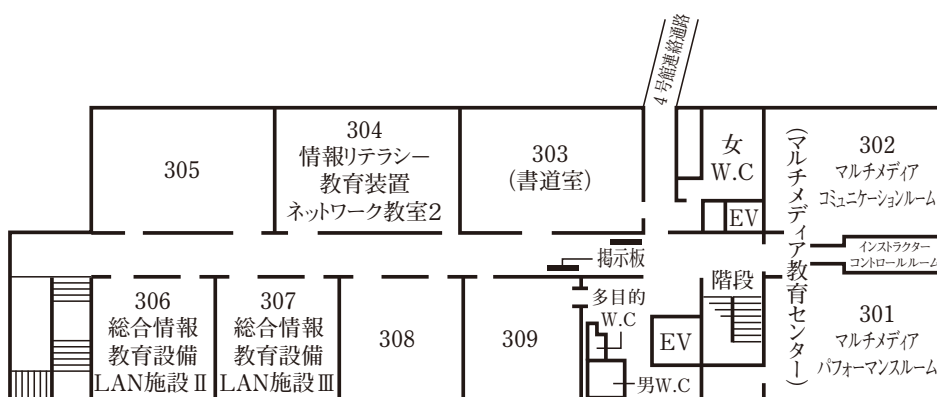
1 F



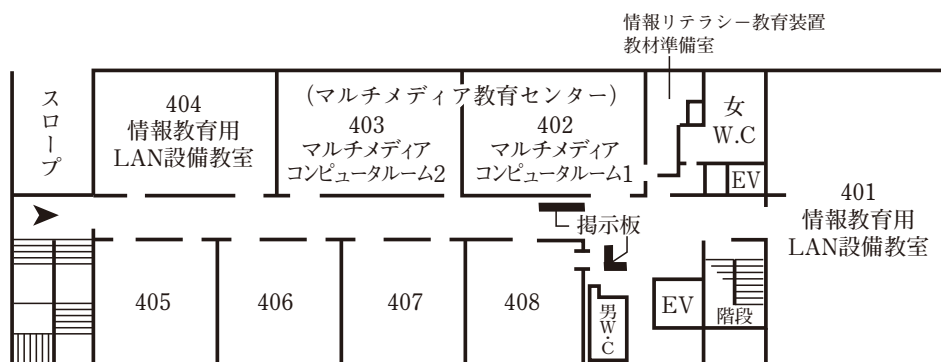
2 F



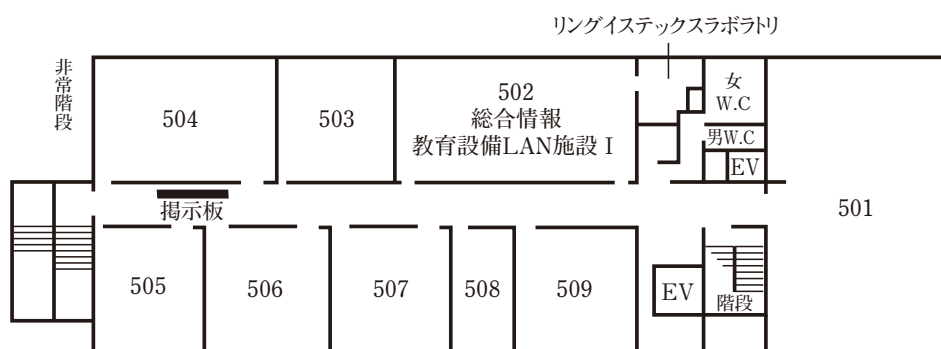
3 F



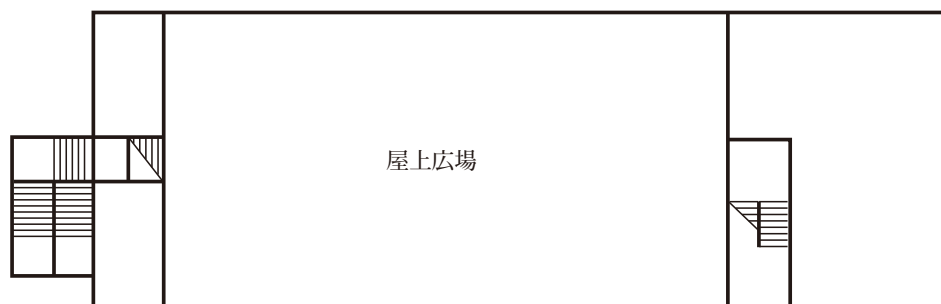
4 F



5 F

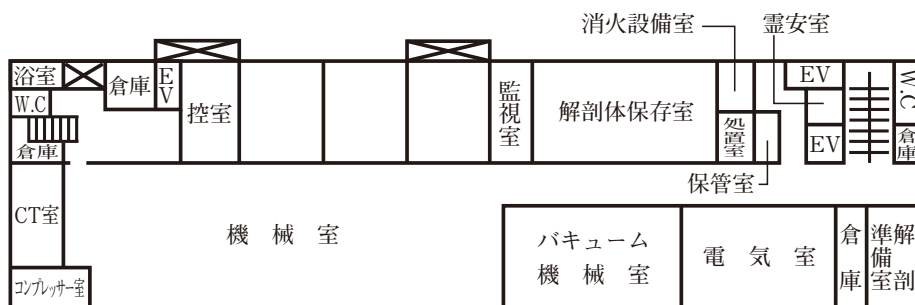


6 F

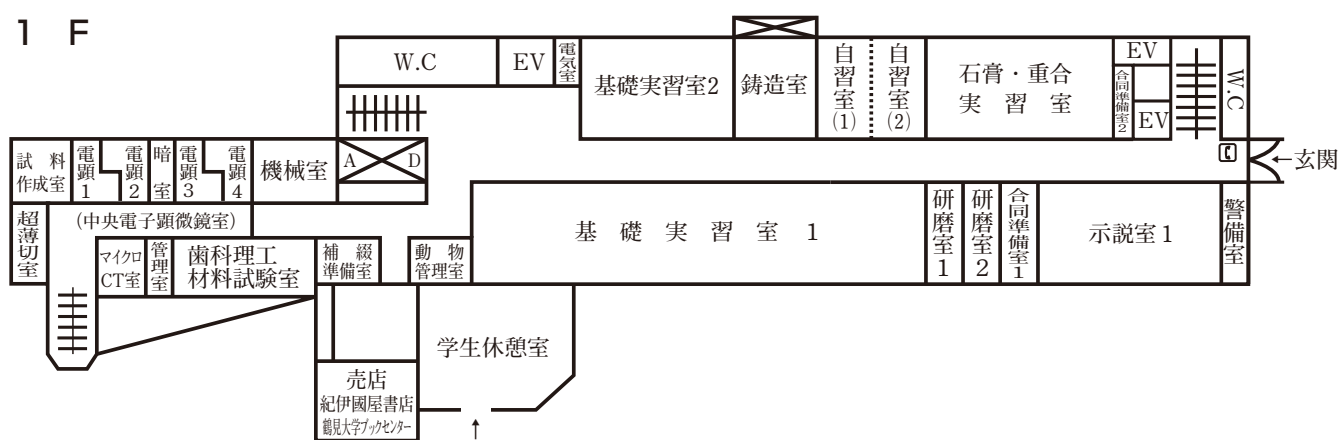


2号館

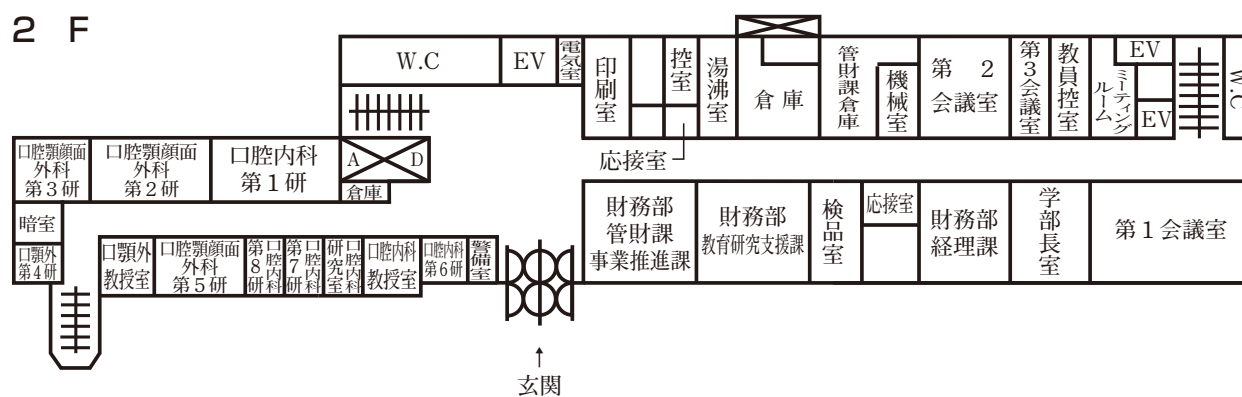
B 1 F



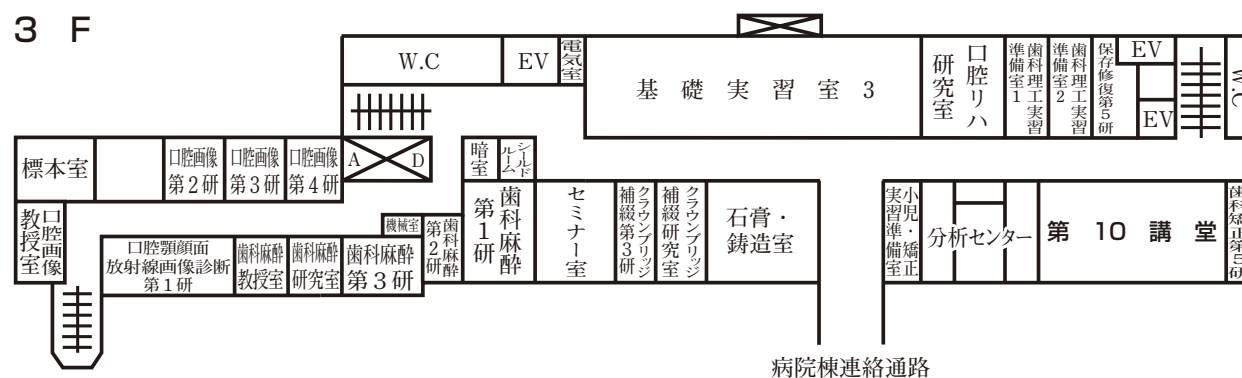
1 F



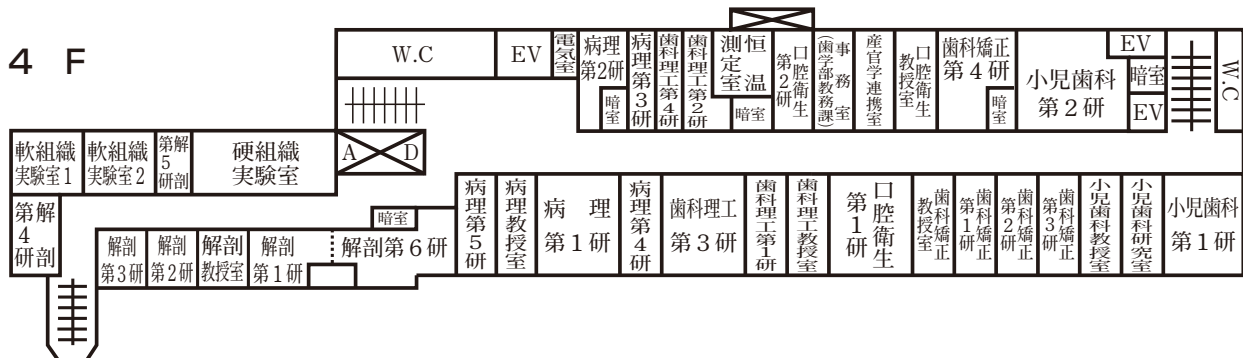
2 F



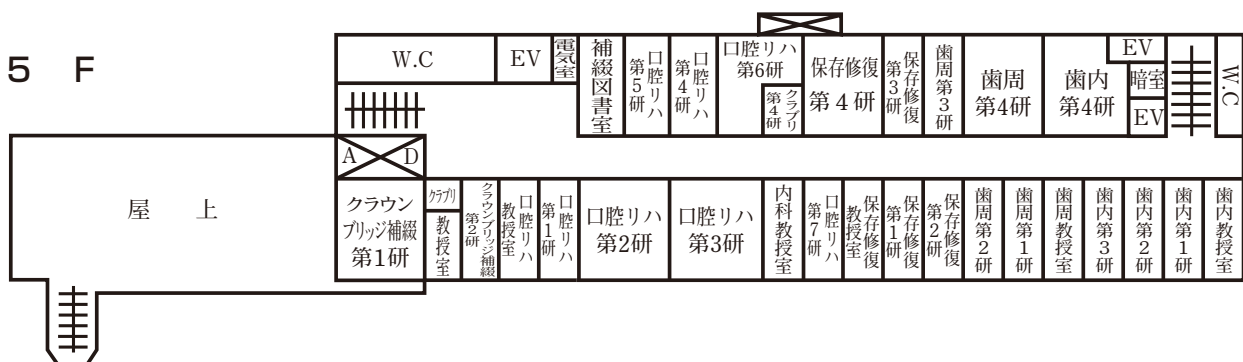
3 F



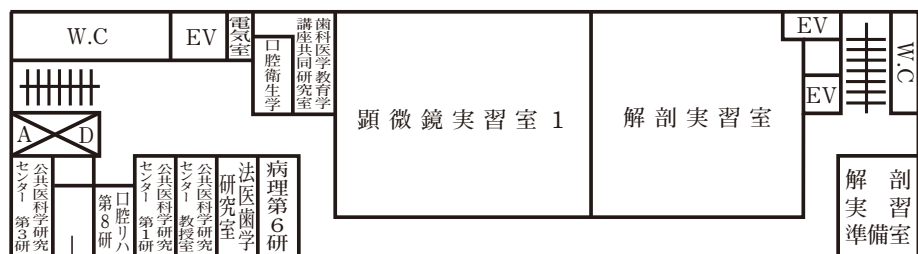
4 F



5 F

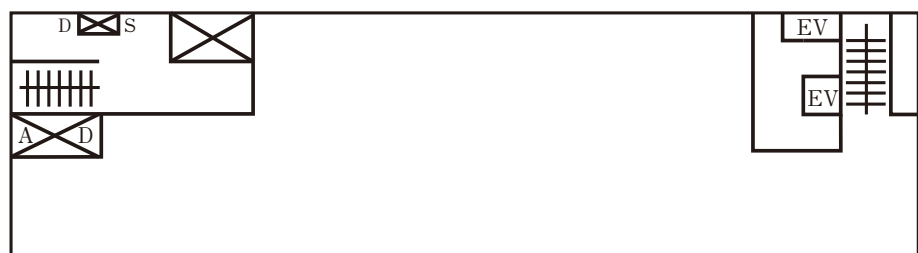


6 F

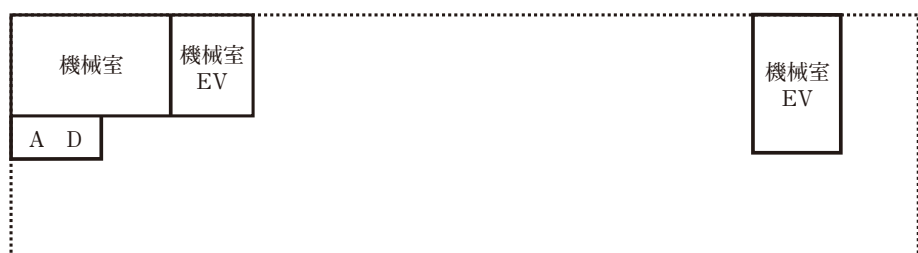


公共医科学研究センター 第2研

塔屋1 F

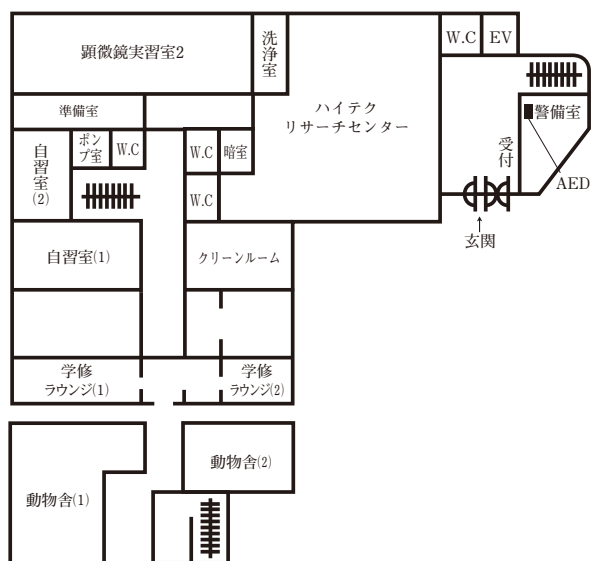


塔屋2 F

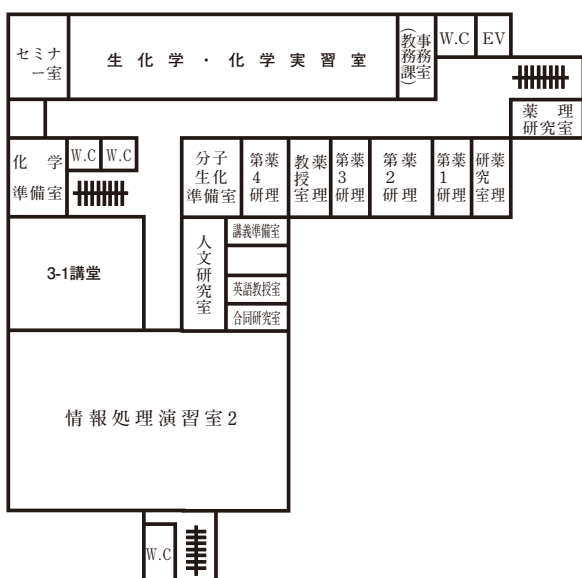


3号館

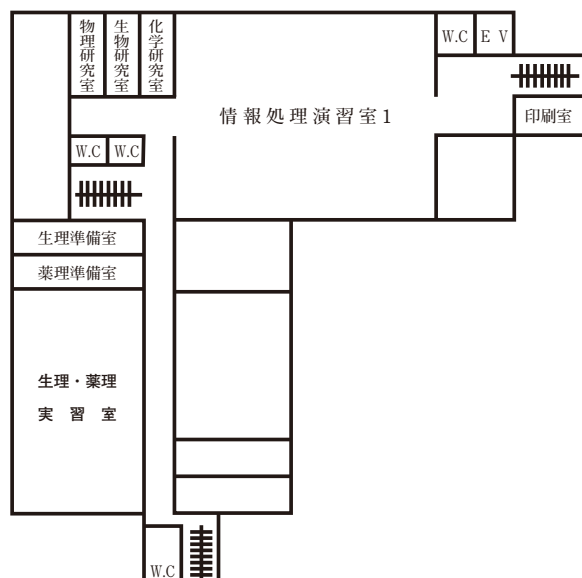
1 F



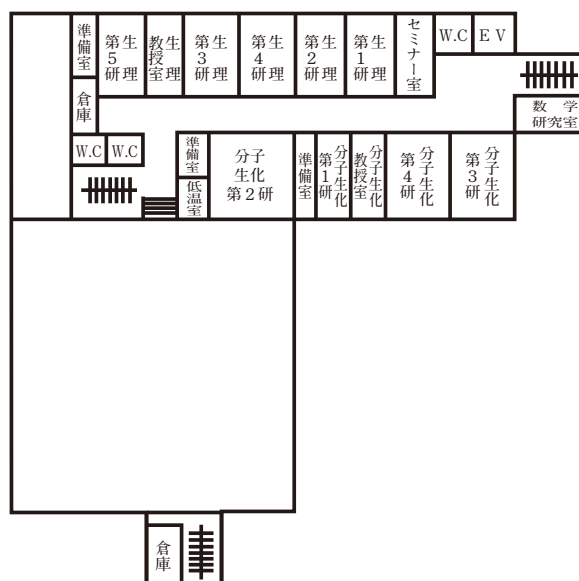
2 F



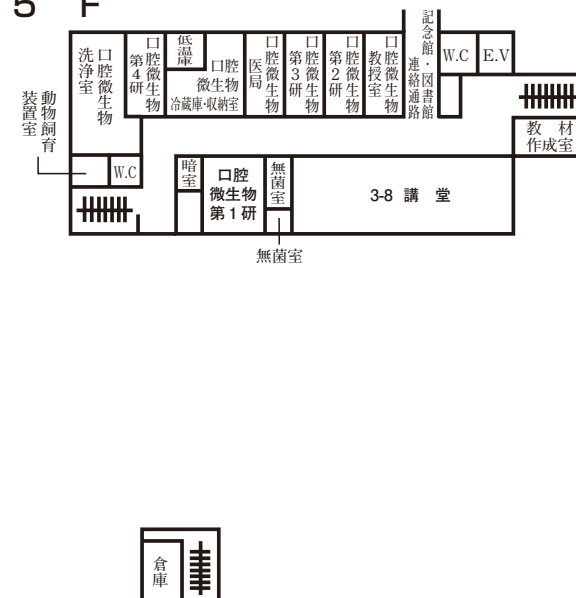
3 F



4 F



5 F



塔屋 1 F



塔屋2F

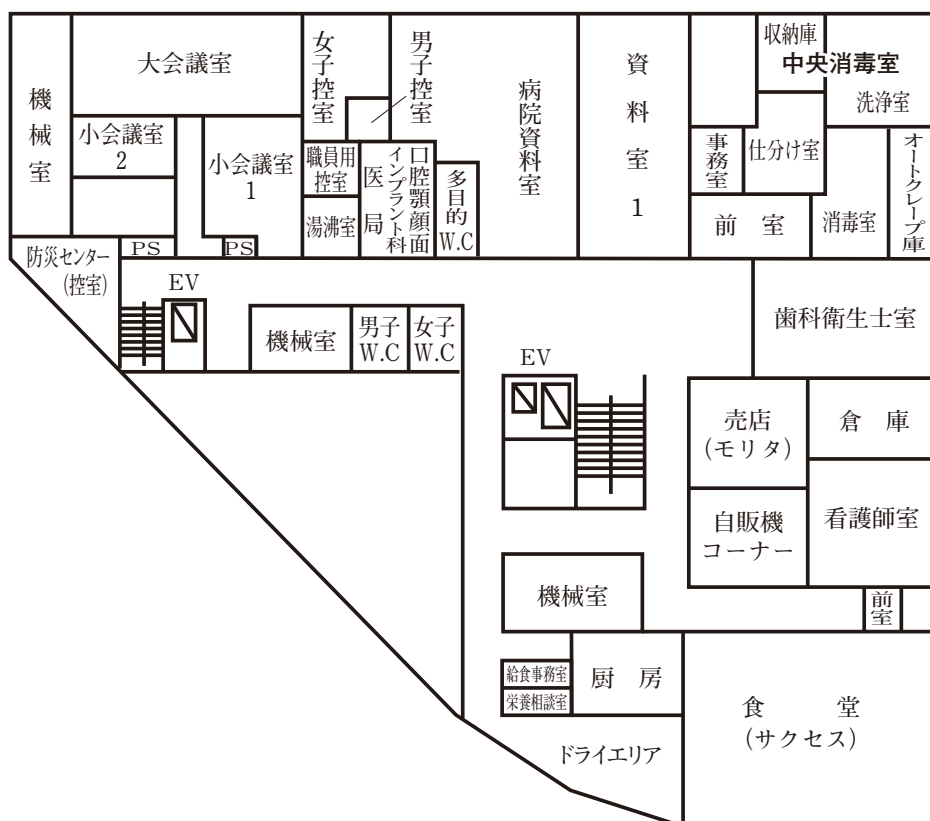


塔屋3F

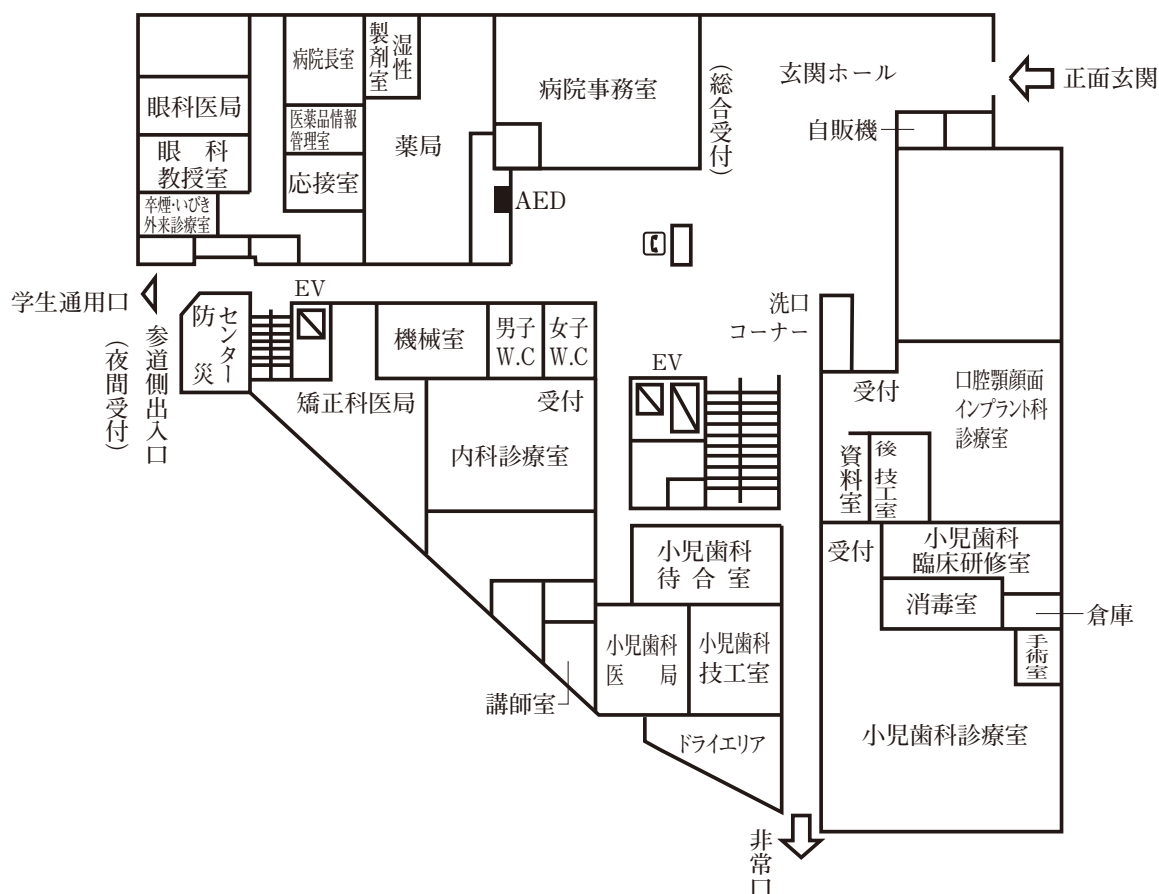


歯学部附属病院

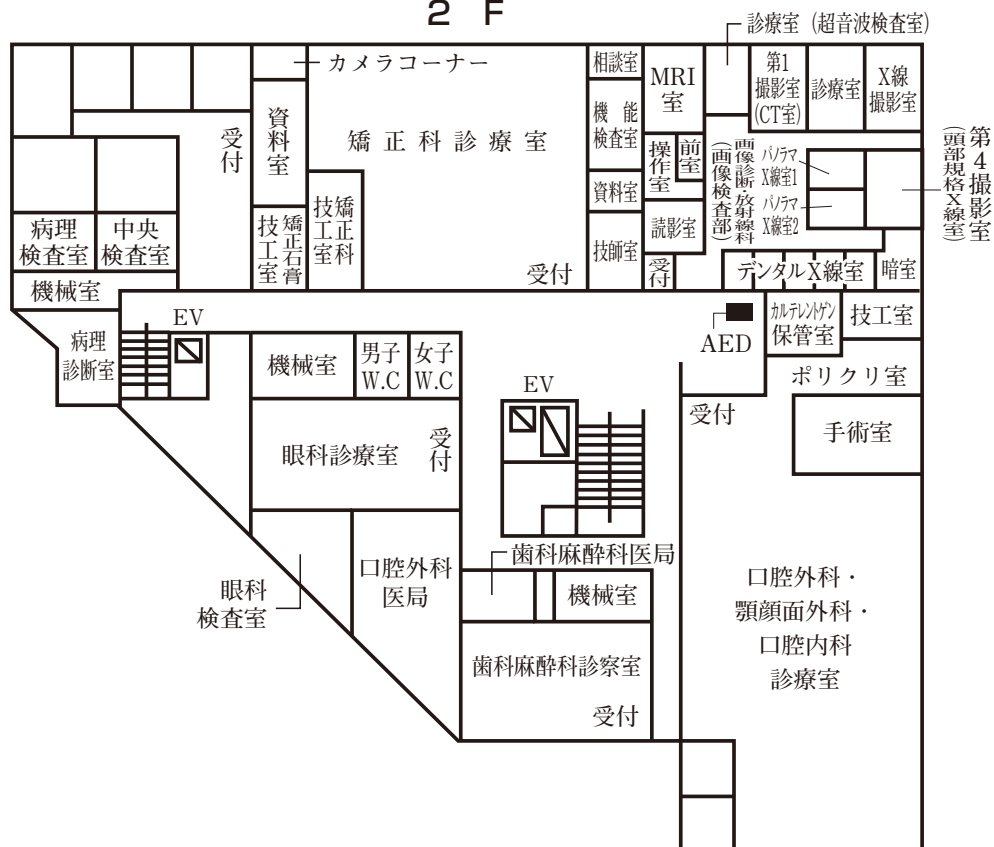
B 1 F



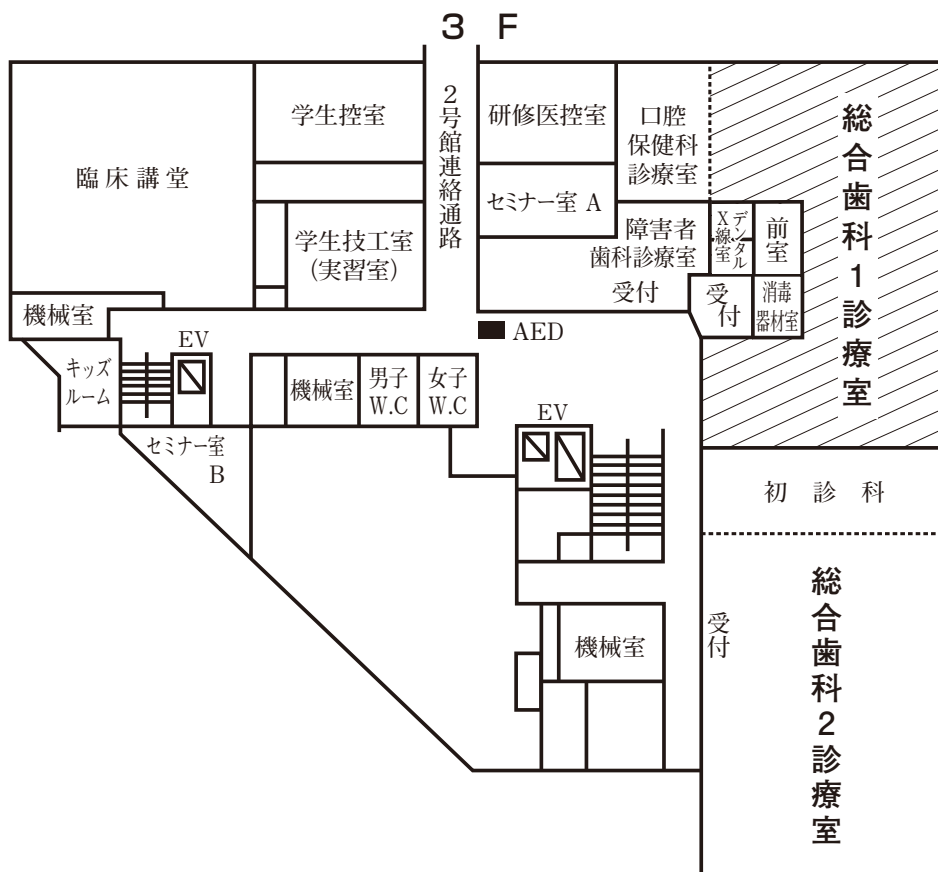
1 F



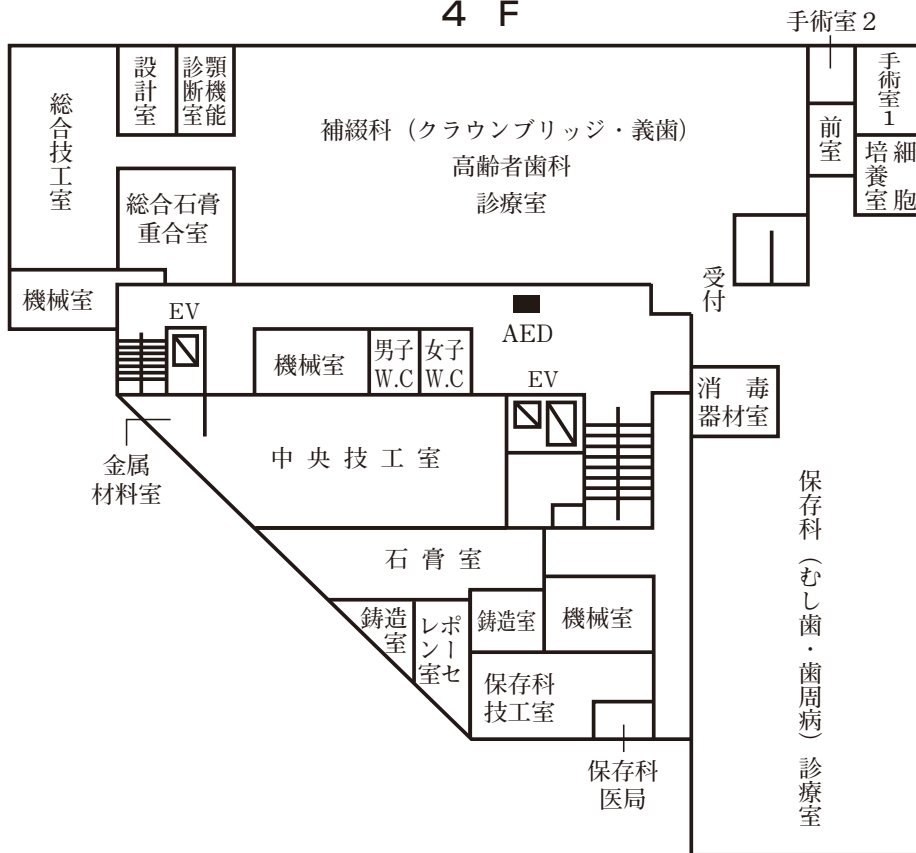
2 F



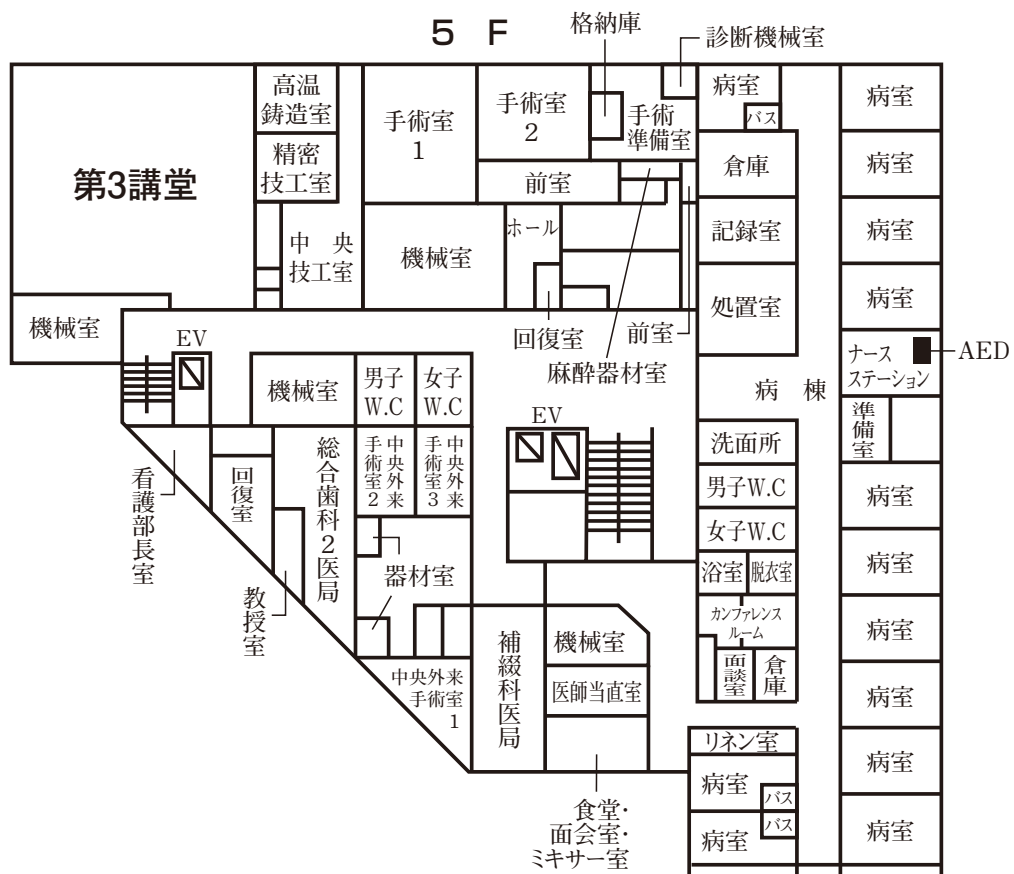
3 F



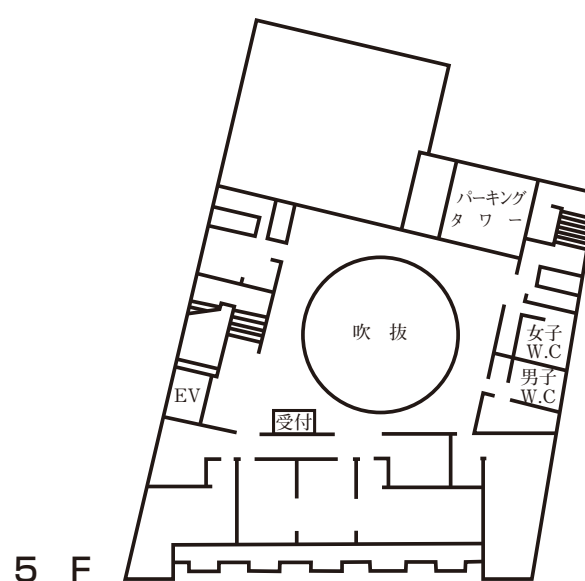
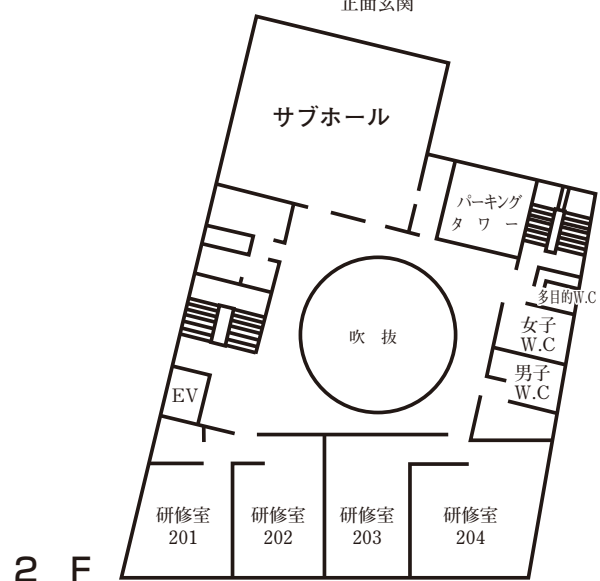
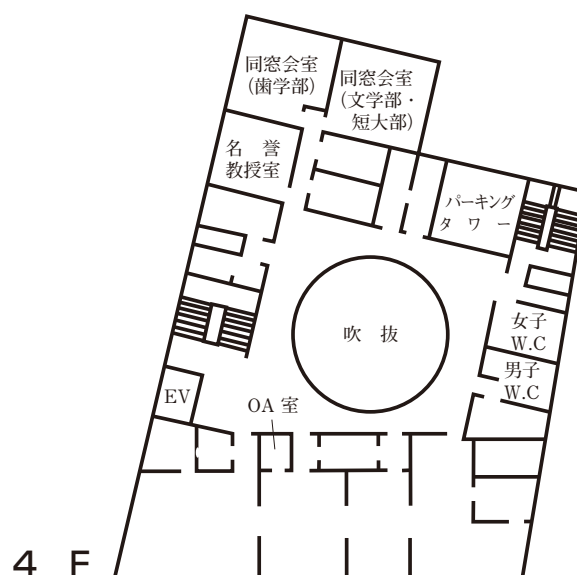
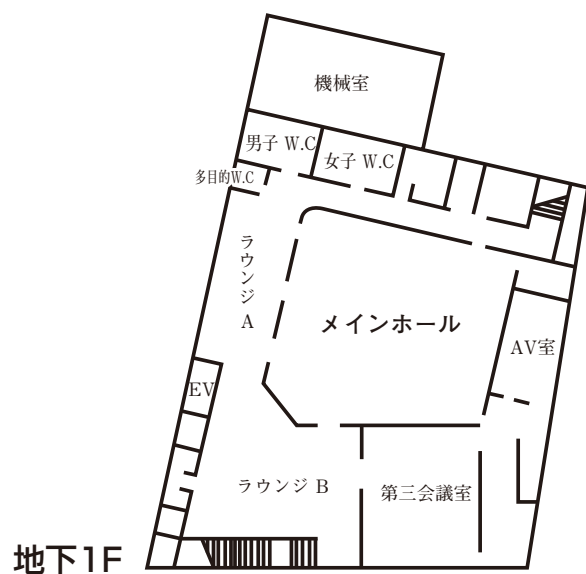
4 F



5 F

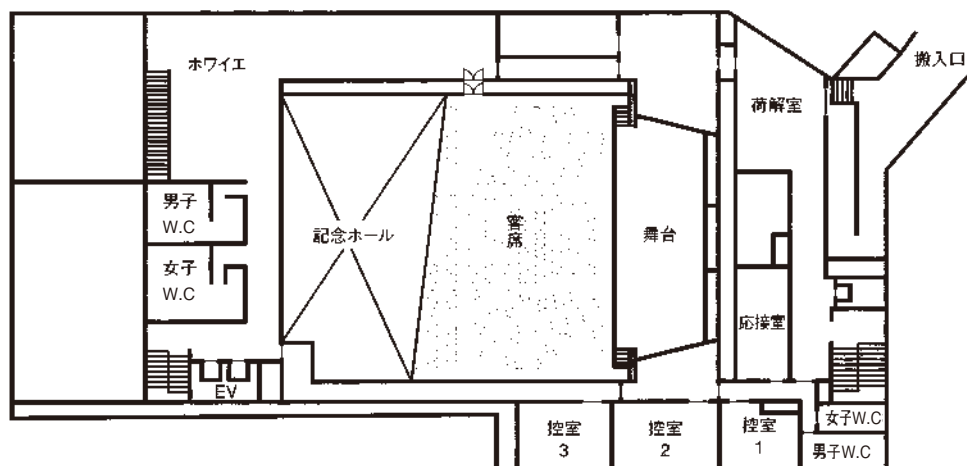


大学会館

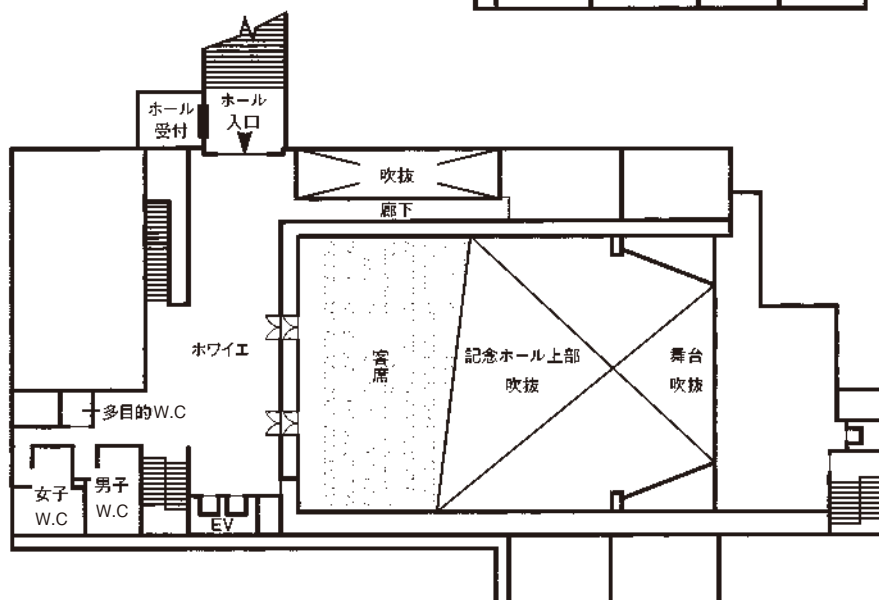


大学記念館

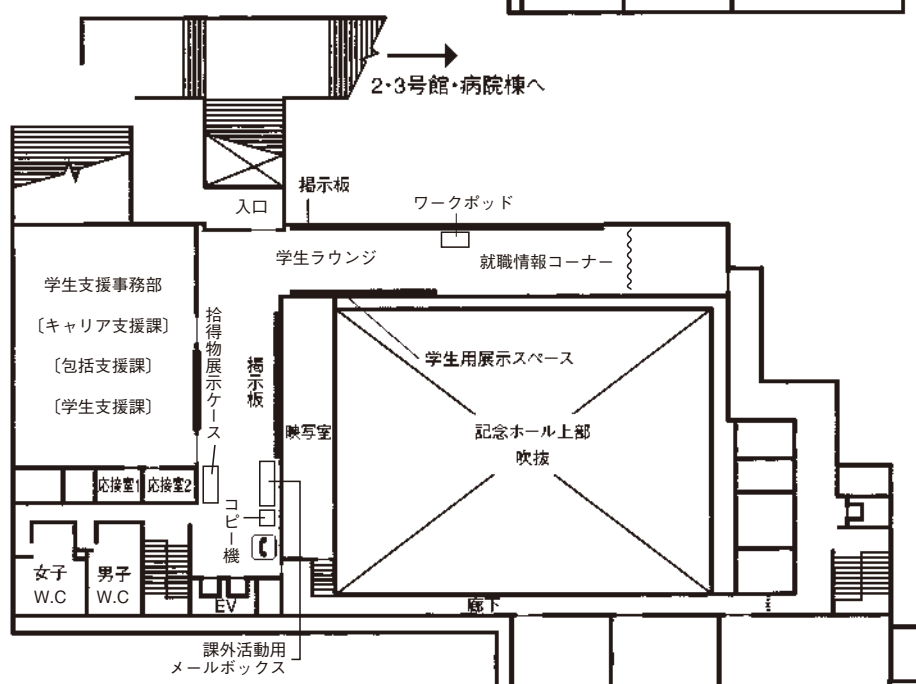
地下3F



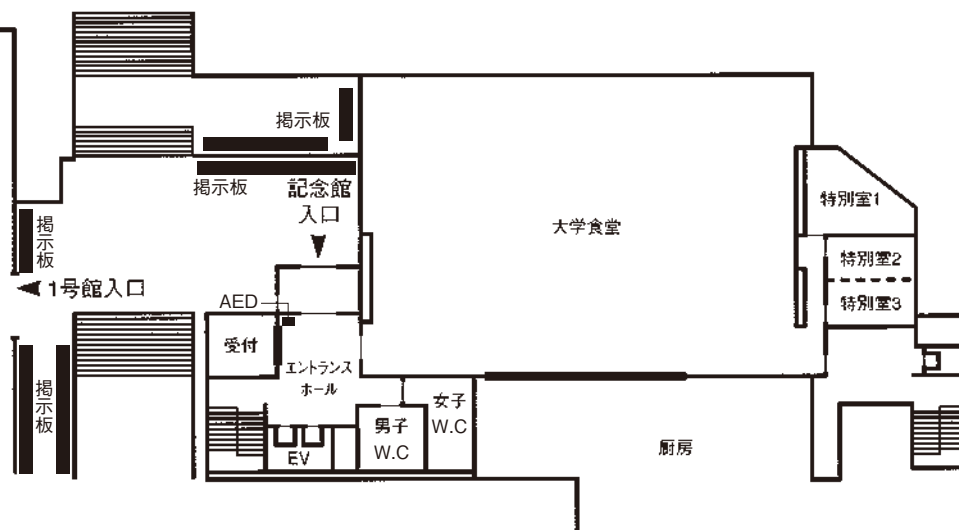
地下2F



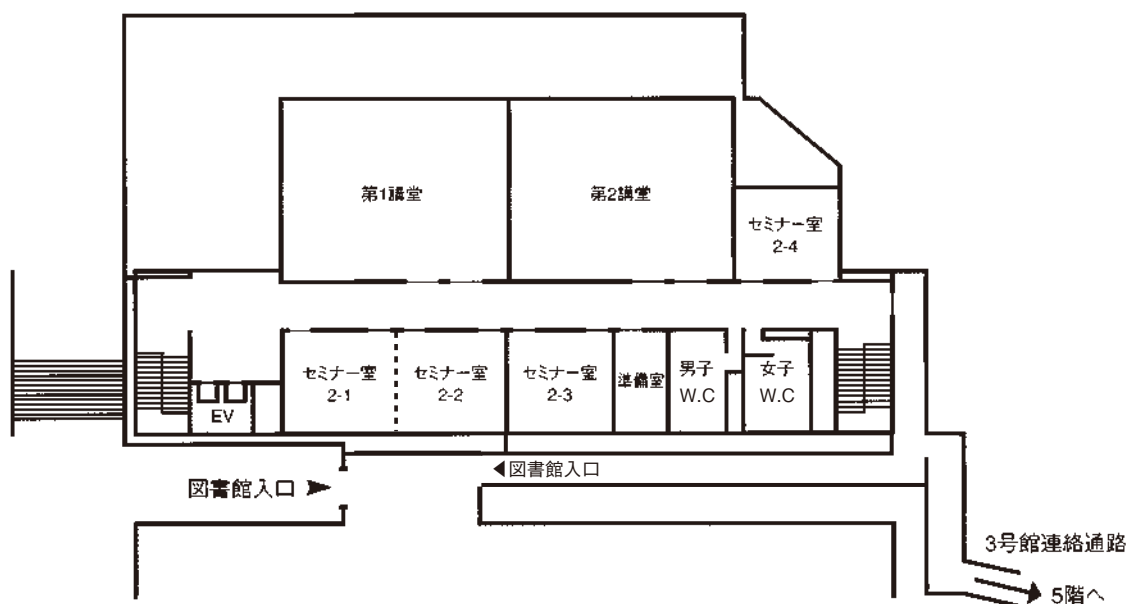
地下1F



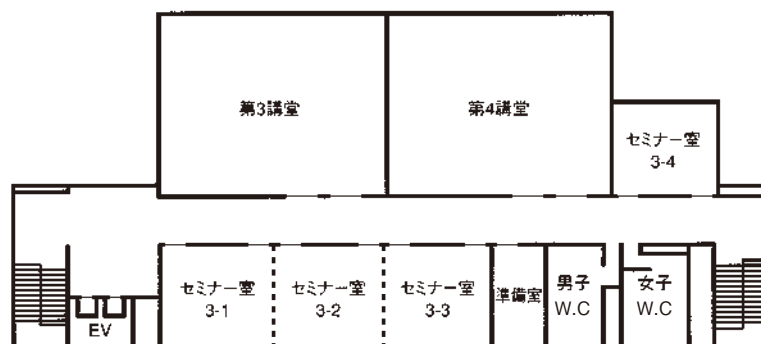
1F



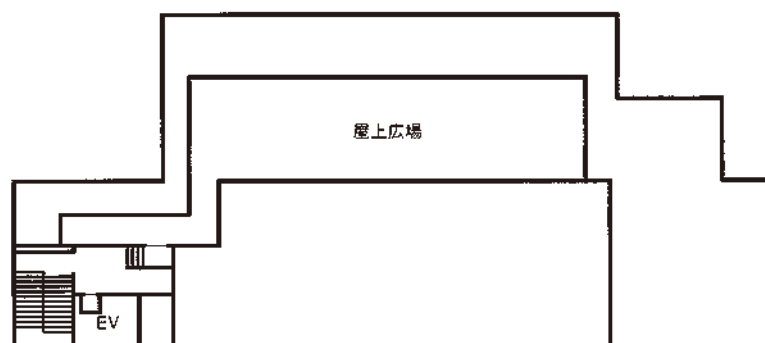
2F



3F



屋上



鶴見大学歯学部

所在地

〒230-8501

横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号

電話番号

ダイヤルイン 045 (580) 8203・8204

英文本学部名

TSURUMI UNIVERSITY

SCHOOL OF DENTAL MEDICINE

